

ニーズ募集に提出された課題の整理（詳細版・番号順）

※1 「著作物等の利用円滑化のためのニーズ募集」(平成27年7月文化庁において実施)に提出のあった課題や解決方法について、事務局において適宜記述を要約しております。また、提出いただいた記述については、事務局の判断においてより適切と思われる欄に移動したものもあります。

※2 知的財産推進計画2015における、新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討との関連を指します。この項目は「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームにおける検討の進め方」(新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム第2回(平成27年10月28日)参考資料2)のうち、【手順4】の[観点③]に対応するものとします。

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
		ア	放送大学の講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、配信対象を受講者に限る必要がある。また、過去動画のアーカイブ公開もできない。公開対象を受講者に限定しないMOOCSへの公開はより難しい。教育機関がほぼオリジナルの教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得る。	教育目的利用の権利制限規定の拡大 ・授業外(自習用教材)も対象とする ・受信対象者を限定しないMOOCのような形態での利用も権利制限の対象とする	権利者の利益を不当に害する範囲を明確にして、権利制限規定の拡大範囲から除外する。例えば、著作物を丸ごと再生するような権利制限は、従来どおり授業が行われる教室内に限られるべきだと考える。			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	現在法制・基本問題小委員会において、教育の情報化の推進のための著作物の利用円滑化について議論が行われており、授業の過程における公衆送信やMOOCSなど一般人向け教育活動における公衆送信について検討を行っている。	教育・研究		
		イ				出版物や動画の著作物について、独占的に著作権を管理する団体の設立が必要である。公的機関がその役割を果たすか、窓口となる公的機関を設立することが必要である。	・教材をアップロードする配信サーバの集中管理 ・国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスのような機関のIPアドレスで受信側を制限		C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	現在法制・基本問題小委員会において、教育の情報化の推進のための著作物の利用円滑化について議論が行われており、授業の過程における公衆送信やMOOCSなど一般人向け教育活動における公衆送信について検討を行っている。	教育・研究	
		2	UVプリンター等により個人・企業がグッズを制作することが容易になったが、著作権の集中管理がされておらず、権利者に個別に許諾を求めなければならない。特にアニメ産業では3か月で作品が入れ替わるので、迅速に商品を作って展開することが必要。同人誌の場合は、権利者や制作委員会が黙認している状態であり、利益が還元されないという問題も。					・アニメ産業においても権利の集中管理が必要。 ・一定の許諾料を支払う代わりに、個別に許諾を取らなくてもよい仕組みを求める。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	アニメ関連のグッズ販売等に係る権利処理の円滑化に関するものであり、ニーズの内容が一定程度説明されている。	その他	
		3①	著作権の保護期間を著作権者の死後20年に短縮してほしい。					著作権の保護期間を著作権者の死後20年に短縮すべき。ディズニーや手塚治虫の資料保存の継続のために利益回収が必要なのであればそこに限定すべきで、キャラクター使用も含め、独占ではなく公共財として使用を許し、人類全体がその利益を受ける方が経済循環のためにもいい。著作権保護期間を短く設定した方が、使用を促進し、全体的には経済的なメリットも高まるとの試算がある。	- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		
		3②	非親告罪を導入すべきではない。					著作権をもつ人以外が告訴できる非親告罪を導入すべきではない。TPPIに関しては、議論非開示の現状を見ても、国民の自己決定権を奪い、国民主権侵害のため、参加すべきではないと考える。	- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		
		4	動画投稿サイトの動画をRSSリーダー(Webサイトの更新情報を受信し、リンクの形で表示)で使用する場合、権利を持っている人達へのビジネスに影響が生じる。						- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		
		ア	書籍を朗読して音声化するビジネスに取り組んでいるが、書籍の音声化に関する規定が設けられない現状では、出版社に「面倒な仕事には取り組まない」という雰囲気があり、なかなか著作権処理が進まず、ビジネスを進展させることができない。	マラケシュ条約批准を鑑み、書籍のバリアフリー化についての規定強化を行ってほしい。	①書籍の音声化により、活字の本を読まない人に対しても、書籍の販売の活路が見出せる ②ラジオ番組において、オーディオブックのチャンネルを設けることで、ラジオ番組で書籍の宣伝を行うことができ、結果的に書籍の販売数を増やすことが出来る ③(対価を伴わない形で)権利制限規定を創設するよりも、権利者に利益が入る形の規定を設けることである程度適正な利潤を権利者が得ることができる			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	視覚障害者等のためのオーディオブックの作成については権利制限規定(第37条第3項)が既に整備されている。また、ご要望のマラケシュ条約を受けた対応については、現在法制・基本問題小委員会において検討を行っている。	障害者		
		イ				音楽分野におけるJASRACのような、出版物に関する著作権の集中管理団体を創設してほしい。	オーディオブック業界は圧倒的に制作者がいないため、音声サービス市場が壊滅する恐れがある。音声データを再販制度の対象にすることや、マラケシュ条約に関連する補助金の支給など、何かしらの対策を練ってほしい。		B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	出版物の音声化に係る権利処理の円滑化に関するものであり、ニーズの内容が一定程度説明されている。なお、行政としての関与の必要性を判断するためには、より具体的な情報の提供が期待される。	障害者	
		6①	著作権等侵害罪を非親告罪化すると二次創作が危うくなる。					著作権等侵害罪の非親告罪化の廃案をお願いします。非正規サイトを遮断しても正規サイトのアクセスは伸びず売上に逆効果となる。また、二次創作が危うくなる。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	
		6②	過去のスポーツ中継を動画共有サイトに投稿できず、スポーツ中継が死蔵している。	過去のスポーツ中継を、動画共有サイトでユーザーが非営利で投稿することを合法化してほしい。	特定のモータースポーツの実況サイトでは、ユーザーが投稿したスポーツ中継番組動画を掲載しており、公式サイトがこのような利用をすることに納得ができない。スポーツ中継が死蔵している。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] スポーツ中継を動画共有サイトに掲載したいというものであり、ニーズの内容は一定程度明確になっているが、当該利用を個人が行うべき目的や契約による対応可能性等が明らかでなく、更なる説明が求められる。 [観点②] 上記の説明では、当該利用を権利制限によるべきとする正当化根拠の説明が不十分であると考える。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
		6③	一般人が放送番組をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じて貸したり譲ったりすると著作権法違反となる。	一般人が放送番組をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じて貸したり譲ったりする行為を合法化してほしい。	放送局又は権利者側は、マスターテープを紛失した番組について視聴者からの提供を呼び掛けている。マスターテープや映像物が無いからといって放送局・公式サイトは上記のようなことを行っており、納得できない。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] 放送番組をSNSを通じて貸与又は譲渡したいとされており、ニーズの内容は一定程度明確になっているが、公衆送信が念頭に置かれているのが不明であるため、具体的な著作物の利用態様等について更なる説明が求められる。 [観点②] 上記の説明では、当該利用を権利制限によるべきとする正当化根拠の説明が不十分であると考える。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①] ニーズの明確性、[観点②] 権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③] 優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
	6④		SNSIにおいてよく行われている画像著作物の二次利用は違法となっている。	SNSIにおける画像著作物の二次利用を合法化してほしい。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] SNSIにおける画像著作物の二次利用が何を指すのか不明であり、ニーズの内容の説明が十分になされていない。 [観点②] 左記の説明では、当該利用を権利制限によるべきとする正当化根拠の説明が不十分であると考える。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	二次創作	
	7		HTML・XHTMLファイル等のインターネット用デジタルファイル及びそれを構成する画像・プログラムを利用するにあたり、課題がある。一部のまとめサイトやバイラルメディアは著作権を侵害している。本家のウェブサイトにアクセスされるはずだったものが、著作権侵害をしている一部のまとめサイトやバイラルメディアに流入を許してしまう。Search Engine Optimization(SEO)に影響を与え、場合によっては本家サイトよりも著作権侵害したウェブサイトが上位表示される危険性がある。					・転載や引用の範囲を超えたまとめサイト等を除くウェブサイトに對してライセンスを発行して法律により保障する。 ・著作権侵害をしている一部のまとめサイトやバイラルメディアには罰則を設ける。 ・本家サイトと著作権侵害をしているウェブサイトの識別をする技術を確立する。 公式に発行されたライセンスであれば、一定の信頼ができる。ウェブサイトにおけるデジタルデータの著作権でも、一斉に管理・運用ができる。まとめサイトなどにおける問題も上記方法により解決できる。	— (著作権等の利用に当たっての課題に該当しない)	—		
	8		JASRAC信託されている、あるいは管理下にある自作の楽曲を自己利用する際の条件が厳しすぎる。 例えば、自分のウェブサイトやSNS(例: Apple社のConnect)で宣伝しようとする場合、目的は自己利用のつもりだが、現在のJASRACの自己利用の条件に当たらず許可されない。 JASRACの会員になると、過去及び将来の作品のすべてを信託する契約になっており、利用料の徴収代行の目的で会員になりたくとも信託せざるを得ない。他の契約形態もあるが、契約時にそうした選択肢が提示されないことが多い。					広く普及した非商用サービスでの自己利用については、無条件で許可される仕組みが必要。 JASRACの(徴収代行を目的とする契約としての)会員制度と信託制度の分離が望ましい。 あくまで自作の楽曲の自己利用が著作権者などの利益を不要に害すことはあり得ないと考える。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	・特定の著作権等管理事業者の管理委託契約約款の内容に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。	その他	
	9		テレビ番組における聴覚障害者への情報保証のため、字幕が付与されなかったテレビ番組の字幕テキストを福祉団体に属さない個人が作成した場合、複製権侵害となってしまう。スポンサーの提供サーバー表示中は字幕をカットした例、番組表には字幕放送をする旨のマークがあるにもかかわらず字幕表示がなかった例、番組の途中から字幕がなくなった等の例がある。	放送局側の都合で字幕が付与されなかった番組の字幕化や字幕ファイルの送信可能化について、文字情報に限り著作権保護の対象外とする規定を新設すべき。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	・法第37条の2の権利制限規定の対象となる利用行為に字幕付き影像の複製及び公衆送信を含めることについては、既に法制・基本問題小委員会において検討を行っている。なお、仮に法第37条の2の利用を行うことができる主体の範囲の問題についての課題解決が求められている場合は、政令における対応の要否の検討に資するため、主体として想定されている者の範囲や事業の内容等について更なる説明が期待される。	障害者		
	10		看護学校の図書室から大学図書館へ文献の複写依頼をした際、著作権法31条を理由に断られることがあり、資料提供の面で不便を感じている。					著作権法第31条の「図書館等」に看護学校などの専門学校図書室が含まれない。全ての看護学校図書室に司書がいるわけではない等の問題はありますが、同様に職業教育を実施する看護大学図書室は、31条の「図書館」に含まれている。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	法第31条における看護学校の図書室の位置づけに関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。なお、今後の検討に資するため、看護学校の図書室の法例上の位置づけを含めた資料の収集整理提供体制や著作物利用実態についての情報提供が期待される。	図書館	
	11		マンガ、アニメ等の著作物、それらを題材とした二次創作物について、印刷、映像化、販売する企業は権利者の黙認によって成り立っており、非親告罪化により起訴されるおそれがあり、同人とそれに関連する企業等が萎縮すると思われる。					現在の親告罪の維持。現状の著作権法違反の際にされる対処と同じような形なので権利者の利益を不当に害していないと判断できる。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	
	12	ア	既存の著作物をアレンジして作った二次創作物をインターネット等で公開することについて、著作権法上の問題があるために現に萎縮が生じており、今後、非親告罪化されると壊滅的な影響を受けると懸念されている。インターネット上での広範な利用を促進するために、創作性のある利用については、著作権法で許諾・支払いなくできるようにすべき。上記の場合、同一性保持権侵害の可能性が。二次著作物を他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となる恐れがある。	・原作への批評等を目的とした正当なパロディについては、32条3項に条文を書き足して適法とする。 ・上記に該当しない場合も、創作性があり、非営利、かつ原作の売り上げ等を阻害しない場合は38条6項に条文を書き足して適法とする。 ・20条2項の3号と4号の間は、二次創作による利用について挿入し、50条を削除する。102条にて著作隣接権への準用をする(MAD動画のため)。 ・公衆送信権の廃止も含めた検討が必要である。	・批評等のパロディは、権利者が許諾するような性質のものではなく、創作性が高いので、原著作物との競合も生じず、著作物へのただ乗りにもならない。(二次創作物を公開することにより権利者の利益を不当に害するおそれのあるものとしては、(1)ネット上の二次創作のイラストを印刷して自作グッズを作ること、(2)原作のブランド価値を低下させること、が考えられるが、(1)のようなケースは、公式のものが存在する場合、極めて限定的と思われる。(2)については、法律に基づいて作成されたものであると抗弁することで防ぐことができる。)・営利目的のものについては広告収入を得るなど利用料を引き上げれば、権利者の利益を不当に害さない。			A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①] 二次創作における著作物の利用円滑化に関するものであり、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についてのどのようなものを念頭においているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②] 表現の自由の保障に関わるものであることに加えて、批評等の目的の正当性や、原著作物との競合性を踏まえた不利益の度合いなど、権利制限による対応の正当化根拠について、相当程度説明されている。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	二次創作		
		イ						レコード製作者の権利等著作隣接権の集中管理も必要。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	二次創作目的で許諾を受けてレコードを利用する場合の権利処理に係る課題に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。	二次創作	
	13	ア	TPPが締結されると、著作権の非親告罪化がなされ、漫画、小説、音楽、映画等の著作物の二次利用、特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう。	情報技術の発展により時代に対応していない著作権法をから作り直す必要がある。アメリカのフェアユース制度の導入。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP		
		イ						既に作家有志によって考案され普及が勧められる二次創作許可の自主規制制度「同人マーク」への公的な権限を持たせる	C. 既に審議会等で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
	14	ア	教科書や入試問題を利用して教材を作る際、 ・教科書、入試問題の著作権者(教科書会社、大学)が許諾しない場合・利用制限をかける場合がある。 ・原著権者が不明・裁定制度を利用しなければならない場合、許諾しない場合 ・改変されているため許諾されない場合がある。 ・大学によっては著作権処理をしないと入試問題を提供しないために遅れが生じ、必要なコンテンツが使えず、教材価値が下がったり、出版が遅れたりする。 デジタル教材の場合、大量のコンテンツが必要となり、著作権処理に多大な負荷がかかる。 教科書・入試問題には素材文や写真など複数の著作物があり、許諾申請が大変複雑な上、出典の表示がない場合や改変されている場合があるために使用できない事態が起こっている。	第33条と第36条に、教科用図書・試験問題の利用者は「事後通知」「補償金支払」で利用可能な規定を追加する。	・教育機関は現行法により、通知・支払不要で使用している。 ・大学入試は受験生や高校にとって共有すべき公的な著作物である。 ・教科書会社は、教科書自体により利益を得ており、公的な著作物である検定教科書を利用する者に対して利用制限をする権限はない。 ・デジタル教科書は教科書に準ずる位置づけとする動きもあり、デジタル教科書には従来教材出版者が提供していたコンテンツを盛り込むことが可能であるため、デジタル教科書を制作する教科書会社が学校内で売上利益を独占してしまうことは不当である。 ・原著権者には補償金を支払うため、不利益は生じない。 ・教科書、入試問題で改変をしている以上、利用者はそのまま使用せざるを得ないため、改変については権利が制限されるべき。			A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加の説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]教科書や大学入試問題を利用して教材作成に関するものである。契約による処理の困難性についても説明されており、ニーズの内容は相当程度明確に説明されている。 [観点②]教科書や大学入学試験の公的な性格や契約による対応の困難性、著作権者への補償について説明されており、正当化根拠について一定程度説明されている。なお、入試問題の提供を当該学校ではなく営利事業者が行う必要性や許容性について、更なる説明が期待される。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	教育・研究	
		イ				教科書、入試問題の著作権については集中管理してほしい。		B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	教科書や大学入試問題を利用して教材作成に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。	教育・研究	
	15	ア	大学図書館において、(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物以外については)、著作物の「一部分」を超える部分の複製物の利用者への提供が迅速にできない。	法第31条第1項第1号について、著作物の一部分を超えた部分に関して複製権を制限し、著作権者等に補償を行う制度を希望。	別途、補償を行う制度とすることで、著作権者等の利益を不当に害することはない。		国公立大学図書館協会 大学図書館著作権検討委員会	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] 大学図書館において著作物を一部分を超えて複製・譲渡したいというものであり、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、「一部分を超えて」複製・譲渡する範囲について著作物の全部を想定しているのか、あるいは相当部分なのか明らかではないため、更なる説明が期待される。 [観点②] 補償金請求権を付与することによる権利者の不利益への配慮には言及されているが、許諾権を制限することの正当化根拠については説明が不十分である。法第31条の趣旨も踏まえつつ、当該行為の公共性などの性質、利用される著作物の種類・分量・態様に照らした著作権者への影響等について、更なる説明が期待される。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	図書館	
		イ			委託率の向上と、すべての著作権等管理事業者に委託された著作物を一括して検索できる環境が必要。	刊行から長い年月が経過した著作物については拡大集中許諾制度に類する制度も考えられるが、需要の多い、発行後相当期間を経過していない定期刊行物に掲載された著作物の全部の複製に対しても有効な制度である必要がある。		B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	図書館資料の複製・譲渡に係る権利処理に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。	図書館	
	16		大学図書館は、施行令2条の3第1項の「施設」に含まれず、法38条5項により映像資料の貸与ができない。とりわけ、書籍等の付録である映画の著作物で、本体と付録とが不可分のものでも、付録の貸与ができないことが問題である。現状では該当する資料に関して買い控えの傾向がある。				国公立大学図書館協会 大学図書館著作権検討委員会	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	大学図書館における映像資料の貸与に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。なお、要望されている令2条の3第1項の見直しの検討に資するため、大学図書館の役割及び映像資料の貸出の実態について、更なる情報提供が期待される。	図書館	
	17		学術分野における研究等は先行研究が基礎となっていることから、TPP交渉について報道されている著作権侵害の非親告罪化は、研究活動等に影響を及ぼしかねない。				国公立大学図書館協会 大学図書館著作権検討委員会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において検討を行っており、二次創作など、海賊版の頒布等とは異なる表現活動への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	
	18		TPP交渉について報道されている著作権の保護期間延長は過去の著作物を掘り起こしてきた青空文庫などの活動に大きな影響を与えるほか、いわゆる孤児作品を増やすことになる。				国公立大学図書館協会 大学図書館著作権検討委員会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	著作権等の保護期間の延長については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において検討を行っている。また、権利者不明著作物の利用円滑化策についても、同小委員会において検討を行っている。	TPP	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないことと判断する理由	ライセンスング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
19		ア	大学において、e-learning用の教材作成時に利用する著作物について、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともある。	大学におけるe-learning用の教材作成について、補償金付きの権利制限規定を希望。ただし、著作権者と連絡がとれない場合のために裁定制度よりも手続きが簡便な補償金供託制度等も希望。	著作権者には補償金が支払われる制度とすることで、著作権者等の利益が不当に害されることはない。ただし、教育を受ける者の負担とならないためには、無償で著作物が利用できることに越したことはなく、両者のバランス調整が必要である。		国公立大学図書館協力委員会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	e-learningを含む教育の情報化については、現在の法制・基本問題小委員会において検討を行っており、権利制限規定の見直しによる対応についても検討課題となっている。	教育・研究		
		イ						C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	e-learningを含む教育の情報化については、現在の法制・基本問題小委員会において検討を行っており、ライセンスング体制の見直しによる対応についても検討課題となっている。	教育・研究		
20			大学図書館では、出版者著作権管理機構と学術著作権協会が管理している著作物については、契約等に基づき、図書館間相互協力において著作物を送信することができるが、すべての著作物が権利委託されているわけではなく、権利委託される著作物数に増減もあるため、安定的に送信サービスが実施できない。	少なくとも図書館間の複製物の提供に関して公衆送信権を制限する規定(イギリス著作権法第41条に類する規定)を設けることを希望。	出版者著作権管理機構と学術著作権協会に権利委託されている著作物については電送等を行っているが、現在まで著作権者等の利益を不当に害したという事実は承知しておらず、権利制限により、すべての著作物が対象になった場合にも、著作権者等の利益を不当に害することはないものと認識している。管理事業者が乱立している上に委託率が低いので、ライセンスングによる解決は困難である。		国公立大学図書館協力委員会	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] 図書館間の著作物の公衆送信に関するものであり、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、図書館間相互協力の意義や利用される著作物の範囲等について更なる説明が期待される。 [観点②] 既に許諾している著作権者が存在すること、全てを契約により対応することは困難性であることは述べられているが、利用を望まない著作権者も含め一律に許諾権を制限することの正当化根拠については説明が不十分である。法第31条の趣旨も踏まえつつ、大学図書館の役割及び著作物の利用実態に照らした著作権者への影響等について、更なる説明が期待される。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	図書館		
21		ア	(学位規則の改正により法令上)博士學位論文は機関リポジトリにおける公表が原則となったことや、「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」(2015年3月30日、内閣府 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会)に対応する必要がある。	複製権や公衆送信権を制限し、公的資金による研究の論文や博士學位論文などについては、一定期間経過後、機関リポジトリに登録するなどの手段により公開可能とする制度を希望。	論文の主たる公表手段である学術雑誌の多くは年単位で契約し、個々の号を購入しない。このため、機関リポジトリ等で公開できない一定の期間を設ければ、著作権者等の利益を不当に害することはない。論文以外の成果物に関しても、それぞれの特性に合わせた制度とすることで、著作権者等の利益を不当に害することがない制度が可能と認識している。		国公立大学図書館協力委員会	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] 論文を機関リポジトリ等を通じて公衆送信することに関するものであり、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、利用される著作物の範囲等が明らかではないため、更なる説明が期待される。 [観点②] 契約による対応可能性についても述べられておらず、権利制限によることの正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	教育・研究		
		イ				海外の出版社に著作権が譲渡されることが多く、海外の著作権等管理団体から、国内の著作権等管理事業者に再委託されるものもあるが、機関リポジトリでの利用は想定されていない。公開のために別途費用を要することはオープンアクセスの障壁となる。			B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	機関リポジトリに論文を掲載する際の権利処理に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。なお、検討に資するため、国内の著作権等管理事業者による権利管理の状況等、課題のより詳細な内容に関する情報提供が期待される。	教育・研究	
22①		ア	非営利の学校等への入学者選抜資料として用いられる試験問題を、授業用教材や問題集等で利用するに当たり、入試問題に含まれる著作物の利用について、過度な権利行使が行われていること、高額な使用料・手数料がかかること、権利処理に長い期間を要すること、問題文の改変など、多くの問題があり、受験生や教員に入試問題を円滑に提供することができない。	・入試問題の二次利用について、事後の補償金の支払いにより利用可能となるような権利制限規定を希望。 ・上記案が困難であれば、検定教科書を含む権利制限規定により作成された著作物の二次利用を報酬請求権化する方向(36条2項型の補償金制度)の法改正でも可。	スリーステップテストをクリアしている理由は、次のとおり。 ・入学試験問題という特別な目的・用途に限定した権利制限であり、「特別な場合について」という条件に合致。 ・入試問題それ自体について、入学試験問題の二次利用が可能となるのは、入学試験の終了後に限られ、入学者選抜を妨げることはあり得ないため、「通常の利用を妨げ」ない。 ・また、入学試験問題に利用された著作物に関しては、その一部のみを利用することが大半なので、作品全体としての頒布などの「著作物の通常の利用を妨げ」ない。著作物全体を利用する場合であっても、生徒等の学力の検査や養成といった教育目的での利用であり、当該著作物が最初に世に出された目的とは異なる形での利用であるため、「著作物の通常の利用を妨げ」ない。 ・入学試験問題を出题した学校等は営利を目的としておらず、既に入学者選抜の役割を終えた入学試験問題を二次利用することは、学校等への注目度を高めたり志望者を増加させたりする効果をもたらさず、学校等のいかなる利益をも損ねることはない。 ・また、入学試験問題に利用された著作物に関して、一部のみを利用する場合が大半であるため、入学試験問題を二次利用して頒布することが、著作物全体を鑑賞等に供することとなり、それによって当該著作物の販売が減少して著作者の利益を害する、という事態は招かない。むしろ、入学試験問題の二次利用を通じて著作物の一端に触れた生徒等が、当該著作物や著作者に興味を抱き、当該著作物や著作者の関連書籍等を購入することに結びつく可能性の方が高いと考える。入学試験問題の二次利用は、著作者の利益を害するどころか逆に高める利用であり、「著作者の利益を不当に害しない」といえる。		学校法人駿河台学園法務部(著作権担当)	A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①] 授業用教材や問題集等における入試問題の二次利用に関するものである。権利処理の困難性などの課題も具体的に示されており、ニーズの内容が相当程度明確に説明されている。 [観点②] 学校教育における入学試験の公共的な性格や契約による対応の困難性等について説明されており、かつ、権利制限の対象範囲としても「教育上の配慮から周知の目的上必要」なものに限定し、補償金の支払いも想定するなど、正当化根拠について一定程度説明されている。なお、入試問題の提供を当該学校ではなく営利事業者が行う必要性や許容性について、更なる説明が期待される。 [観点③] 従前からある利用形態であり、知的財産推進計画2015に掲げる「新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等」との関係においては、優先度が高いものとは必ずしも認められない。	教育・研究		

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
		イ						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方を順次検討	授業用教材や問題集等における入試問題の二次利用に関するものであり、かつ、権利処理の困難性など利用上の課題の具体的な内容もある程度詳細に示されており、ニーズの内容が一定程度明確に説明されている。	教育・研究		
22	②		現在、受験生の利益を優先してやむを得ず入試問題を教材として授業で利用し可能な限りに事後に著作権処理を行う形に対応しているケースについて、TPPにより非報告罪化や法定賠償金制度が導入されれば、リスクの高まりから提供ができなくなる。米国的なフェアユース規定を設けないままに、非報告罪化や法定賠償金制度等だけを導入することは、国民全体に萎縮効果と不利益をもたらす。	米国的なフェアユース規定の導入				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	著作権等侵害罪の一部非報告罪化及び損害賠償に関する制度整備については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において検討を行っている。	TPP		
23	①		デジタル教科書が、法33条の「教科用図書」に含まれていないため、デジタル教科書の制作が進まないおそれがある	33条の「教科用図書」に「デジタル教科書」が含まれることを明確にするための法改正を希望。	学校教育の目的で使う紙の教科書の利用法を特段に超えるものではない。			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	デジタル教科書については、著作権分科会の検討課題となっており、文部科学省におけるデジタル教科書の学校教育制度上の位置づけ等に関する検討結果を踏まえつつ、関連する著作権制度の在り方について、法制・基本問題小委員会において検討することとされている。	教育・研究		
23	②		教育機関において、ICTを用いた反転授業など、教室外の授業のために著作物を複製する必要性が生じている。	第35条の規定について、ICTを用いた反転授業など一般的な授業外で教材を複製する必要性が生じており、こうした事態についてフェアユース的な利用を認めてもらいたい。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	e-learningを含む教育の情報化については、現在の法制・基本問題小委員会において検討を行っており、権利制限規定の見直しによる対応についても検討課題となっている。	教育・研究		
	24	イ	日本語研究用データベース(コーパス)の編纂し、一般に公開するにあたり、権利者不明の著作物の利用が必要となる。戦前の日本語を対象とする場合、権利者不明の割合は一層増大する。					C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	・現在、法制・基本問題小委員会において、アーカイブの推進のための課題の検討の一環として、権利者不明著作物の利用円滑化策について検討を行っている。同検討においては、公的機関が権利者不明著作物に関する裁定制度を利用する場合の補償金の供託時期の在り方についても検討課題となっている。	教育・研究		
		イ	日本語研究用データベース(コーパス)の編纂し、一般に公開するにあたり、権利者不明の著作物の利用が必要となる。戦前の日本語を対象とする場合、権利者不明の割合は一層増大する。					B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方を順次検討	・コーパスにおける著作物の利用に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。	教育・研究		
25	①		著作権者から利用の許諾を受けたライセンサーには物権的な権利が与えられておらず、第三者に当該著作物を利用されている場合に差し止めることができない。			・原始的著作権者の登録及び公示制度の創設 ・著作権等登録状況検索システムの刷新による情報提供サービスの充実	東京都行政書士会 知的財産・経営会計部	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	想定されている利用許諾契約が独占的なものなのか非独占的なものなのかを含め、具体的などのようなケースを想定されているのかが不明であり、ニーズの内容の説明が不十分である。	産業活動 関連		
25	②		著作物一般の登録制度について、創作の登録が認められていない。					- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-			
26			学生・教職員が文献を必要とする場合は、患者に関するケーススタディのための先行文献を探す為や授業準備等、看護師養成上、教育的側面として必要性がある。しかし、大学のILL(文献複写サービス)からは看護学校(専修学校)が外れており、学生・教職員が必要とする学校の図書室で所蔵していない文献コピーの取り寄せが困難である。また、「相互協力」という観点から、当校からも学術機関の図書室等への文献複写サービスを行いたい、現行法上では不可能である。					・法31条に規定する「図書館等」に専修学校を含めてほしい。	法第31条における看護学校の図書室の位置づけに関するものであり、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、今後の検討に資するため、看護学校の図書室の法令上の位置づけを含めた資料の収集整理提供体制や著作物利用実態について情報提供が期待される。	図書館		
27		ア	ITサービスにおいては、米国がリーガルレビューが可能な法制度によって先進的なサービスがインキュベーションされる環境となっており、スマートフォンやPC等のプラットフォームやデジタルコンテンツ配信や物販等のコマースやコミュニケーションサービスまで、米国企業が圧倒的なシェアを実現している。一方、我が国では、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうという状況を繰り返している。権利に関して、利用形態が同等であっても旧来型システムとインターネットサービスで権利の規定と権利処理方法に大きな差異があることが課題である。	個別規定を補完するための一般規定(原理原則によって運用される)の導入。	原理原則において、権利者等の利益を不当に害さないことを条件と示すことで対応可能であると考えられる。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「一定の閾値を超える革新的なモデル」において行われる著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかではなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]どのような利用を念頭において権利者の権利を不当に害しないとされているのかを含め、ニーズの外延・内容が明らかでないことから、権利制限による対応の正当化根拠の見直しについても不明であり、説明が不十分である。 [観点③] ニーズの内容が明らかでなく、知的財産推進計画2015に掲げる「新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等」との関係についても、不明である。	産業活動 関連		
		イ				・法制度の状況次第で、法制度を補完する体制として検討すべき		B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	「一定の閾値を超える革新的なモデル」において行われる著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかではなく、その内容の説明が不十分である。	産業活動 関連		

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
28①		新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の権利を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になる。具体的には、以下が現行法の規定から逸脱すると著作権侵害のおそれがあり、事業者が新しいサービスを提供するには萎縮効果が働くものの例である。	より柔軟性のある規定を新たに設けること	将来のビジネス環境の整備のための必要性があることを立法事実として捉え、柔軟性のある規定の導入による制度見直しによって解決すべき。美術の進歩により、新たなサービスが想像を超える速さで次々と生まれてくる今日において、事業者が利便性の高いサービスを時宜に応じて提供し、世の中を豊かにしていく環境を整備することが必要。柔軟性のある規定の一要件として、著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響や著作権者等の利益を不当に害さないことを裁判所の判断要素として含めることにより、無制限の利用に歯止めがかかる。結果として、著作権者等の利益を不当に害する局面は少ないのではないかと考える。			[観点①]「著作物の利活用を促進し且つ権利者の権利を不当に害しないもの」として想定されている著作物利用の態様等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかではなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]どのような利用を念頭において権利者の権利を不当に害しないかを含め、ニーズの外延・内容が明らかでないことから、権利制限による対応の正当化根拠の見通しについても不明であり、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○	
28②		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるクラウド・サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	ニーズ提出者が昨年度の著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた「私的複製の支援サービスであるクラウド・サービス」については、同小委員会の「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」(平成27年2月13日)において検討済である。	産業活動 関連	
28③		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるメディア変換サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]写真、ビデオ、レコード等をDVD・ブルーレイ等に変換するサービスに関するものであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、具体的な著作物の利用態様等について更なる説明が期待される。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28④		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスであるアクセシビリティサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]文字をクラウド上等で音声データに変換するサービスに関するものであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、具体的な著作物の利用態様等について更なる説明が期待される。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑤		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた私的複製の支援サービスである個人向け録画視聴サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]放送番組を個人向けに事業者が録画して視聴可能とするサービスに関するものであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、具体的な著作物の利用態様等について更なる説明が期待される。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑥		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるプリントサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]ユーザーのアップロードした写真画像を商品にプリントするサービスに関するものであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、具体的な著作物の利用態様等について更なる説明が期待される。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑦		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるeラーニングサービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]eラーニングに関わるものであると考えられるが、その過程で行われる著作物利用への事業者の関わり方が明らかでなく、ニーズの内容について説明が不十分である。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑧		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスであるスナップショット・アーカイブに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]インターネット上のウェブサイトの複製物を作成してユーザーに視聴可能とするサービスに関するものであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、具体的な著作物の利用態様等について、更なる説明が期待される。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑨		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである論文作成・著作権検証支援サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]論文執筆のための参考文献を表示するサービス及び特定の論文を他の文献と比較して盗作の有無の判定や著作権所の表示を行うサービスであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、具体的な著作物の利用態様等について、更なる説明が期待される。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑩		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである評判分析サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]インターネット上の情報をもとに自社商品の名称等に関する評判を分析するサービスであると考えられるが、著作物の利用の態様等が明らかでなく、ニーズの内容について説明が不十分である。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑪		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げたクラウド上の情報活用サービスである法人向けTV番組検索サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]事業者が録画した放送番組について、法人が検索を行い、該当箇所を視聴すること等を可能とするサービスであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、具体的な著作物の利用態様等について、更なる説明が期待される。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
28⑫		著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で挙げた仮想化サービスに関し、事業者が萎縮してサービス提供が困難である。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]クラウド上へのファイルやソフトウェアの格納等を可能とするサービスに関するものであると考えられるが、著作物の利用態様等や事業者の関わりが明らかでなく、ニーズの内容について説明が不十分である。 [観点②]権利制限による対応の正当化根拠については説明がなされておらず、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○

団体	個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
28	⑬		サイバーフィジカルシステム(CPS)によるデータ駆動型社会に対応するための制度整備が求められる中、柔軟な規定を欠くがゆえに、現状のままでは、新しいビジネスを創出することについて多大な萎縮効果をもたらされるおそれがある。結果、IoT・ビッグデータ・AI等のITの技術革新によってもたらされるはずの利益を社会が享受できない場合も出てくる。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「サーバーフィジカルシステム」において行われる著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかではなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]どのような利用を念頭において権利者の権利を不当に害しないかとされているのかを含め、ニーズの外延・内容が明らかでないことから、権利制限による対応の正当化根拠の見通しについても不明であり、説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○	
29			高等教育機関において、反転学習等に対応したオンライン教育や、教員がある授業用に作成した教材を別の授業で利用するためにサーバーに保存することや、別の教員がその教材を利用することは、35条の対象外であり、認められない。	異時送信を認めるだけでも色々なことができるようになるが、ICT活用教育のスタイルの変化に対応した権利制限を希望。	・大学では教員や学生に対して研修や授業および規則等を通じて著作権教育をしっかりと行っている。 ・著作物の利用は、あくまで教育目的の最低限度の範囲内での利用である。 ・技術的に著作物の不適当な利用を防ぐことが可能である。			九州大学附属図書館、同附属図書館付設教材開発センター	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	教育の情報化については、現在の法制・基本問題小委員会において検討を行っており、権利制限規定の見直しによる対応についても検討課題となっている。	教育・研究	
30	①		大学図書館において、施設狭域化への対応などのため、コンテンツの整理・効果的な保存が強く求められているが、法第31条や第35条ではカバーできない。	法31条等において、大学図書館が、所蔵する絶版本など入手困難な資料を電子化し、一定の範囲内で利用ができるよう制度化を希望。	・著作権に対して一定レベルの知識を有する者が多い大学図書館員が当事者である。 ・大学では教員や学生に対して研修や授業および規則等を通じて著作権教育をしっかりと行っている。 ・電子化する著作物は絶版本など入手困難な資料であり、あくまで限られた範囲での利用である。 ・技術的に著作物の不適当な利用を防ぐことが可能である。			九州大学附属図書館	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	施設狭域化への対応、絶版本など入手困難な資料の保存のために必要がある場合については、法31条1項2号により複製が可能である。	図書館	
30	②		大学図書館において、電子媒体、印刷媒体にかかわらず学生のニーズに応じた迅速な利用環境の実現などのため、コンテンツの整理・効果的な保存が強く求められているが、法第31条や第35条ではカバーできない。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]図書館資料の保存のために必要がある場合については、法31条1項2号により複製が可能である。この範囲を超えるニーズが明らかでなく、ニーズの内容の説明が不十分である。 [観点②]ニーズの内容が明らかでないことから、権利制限による対応の正当化根拠の見通しについても不明であり、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	図書館		
31	ア		通信環境の悪い場所でもYouTubeの動画を視聴できるようにするため動画の一部を予めダウンロードしておく機能(「プリ・キャッシュ機能」)を搭載した、スマートフォン向け動画再生アプリの提供を予定していた。本アプリのプリ・キャッシュ機能は、いわゆる「プログレッシブ・ダウンロード機能」と同等であり、著作権法第47条の8でカバーされると考えていたが、完全に合法であるという確信が持てなかった。	・現行の第47条の8は、ブラウザのキャッシュを想定した規定であり、複製には該当しないと理解している。本アプリのようなオフラインで視聴するためのプリ・キャッシュ機能は含まれないおそれがあると考えるので、それが含まれるよう、第47条の8を改正してほしい。 ・個別の権利制限規定をいくら整備しても、適用対象となる主体やサービスに限定があるので、使いにくい。そもそも、ユーザーがコンテンツを享受するまでに至る全てのプロセスにおける事業者の関与は、ユーザーの違法な利用を事業者が予め知っている場合を除き、全て合法化されるべき。具体的には、47条の5ないし47条の9の隙間を埋めるバスケット条項の創設が望ましい。	本アプリは、通信環境の良い地域であれば完全に適法に視聴できる動画コンテンツを、通信環境の悪い地域においても快適に視聴できるという利便性をユーザーに対して提供するだけであるから、動画の権利者の利益を不当に害することは全くないと考える。			ニフティ株式会社	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]Youtubeの動画をダウンロードしておく機能を搭載したスマートフォン向けのアプリケーションの提供に関するものであるが、ニーズの内容は一定程度明確に説明されているが、当該サービスにおける著作物利用と事業者の関わりや法第47条の8との関係でどのような課題があるのかは明らかにされていないため、更なる説明が期待される。 [観点②]通信環境の悪い地域で視聴可能とする行為と単なるダウンロード行為との相違が明らかでなく、法第30条第1項や法第47条の8で許容される範囲を超える複製行為について権利制限を行うことの正当化根拠の見通しについて、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
	イ							ユーザーがブレースhift、タイムシフトして視聴することを支援する機器、サービスを提供する事業者の行為は、動画の違法性の有無にかかわらず適法になるような間接侵害法制の整備	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	Youtubeの動画をダウンロードしておく機能を搭載したスマートフォン向けのアプリケーションの提供に関するものであり、ニーズの内容は一定程度明確に説明されているが、当該サービスにおける著作物利用と事業者の関わりや法第47条の8との関係でどのような課題があるのかは明らかにされていない。	産業活動 関連	
32	ア		ユーザーが自宅の録画機器に録画したテレビ番組を、当該ユーザーのために専用で割り当てられたクラウドロッカーにアップロードし、自己のスマートフォン等にストリーミング配信させて、宅外で視聴するサービスを企画した。しかし、MYUTA事件、まねきTV、ロクラクII事件の判決に照らすと、著作物等の利用行為がサービス提供者自身であると認定されるおそれがあったことから、サービス提供を断念した。	・個別の権利制限規定をいくら整備しても、適用対象となる主体やサービスに限定があるので、使いにくい。そもそも、ユーザーがコンテンツを享受するまでに至る全てのプロセスにおける事業者の関与は、ユーザーの違法な利用を事業者が予め知っている場合を除き、全て合法化されるべき。具体的には、47条の5ないし47条の9の隙間を埋めるバスケット条項の創設が望ましい。	本サービスは、消費者が録画するテレビ番組の保存場所として、家庭内LANに接続したストレージの代わりに遠隔のクラウドストレージを利用したものに過ぎず、放送やパッケージの動画ビジネスとパッシングすることはないから、その限りではユーザーがタイムシフト、ブレースhiftして視聴することは認められるべきである。			ニフティ株式会社	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]ユーザーが自宅の録画機器に録画したテレビ番組をクラウドロッカーにアップロードし、当該ユーザーが視聴できるようにするサービスに関するものであり、ニーズの内容は一定程度明確に説明されているが、当該サービスにおける著作物利用と事業者の関わりについて更なる説明が期待される。 [観点②]当該サービスに関する事情を総合的に判断して、著作物の利用行為がユーザーではなく事業者と判断される場合において、権利制限により対応することの正当化根拠について、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
	イ							・テレビ番組をユーザーがクラウドロッカーに保存し、ブレースhift、タイムシフトして視聴することを可能にするサービスにおける行為が主体はユーザー自身であって、当該サービスの提供事業者が行為主体になることはないという制度を要望。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	ユーザーが自宅の録画機器に録画したテレビ番組をクラウドロッカーにアップロードし、当該ユーザーが視聴できるようにするサービスに関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。なお、著作物の利用行為が誰になるかは司法における事実認定の問題であり、一般的な規範を定める法改正という手段によっては解決が期待しがたい性質のものであると思われる。今後の検討に資するため、どのような解決が期待されているのか、より具体的な情報提供が期待される。	産業活動 関連	
33			孤児著作物の利用の円滑化が世界的な課題である。			拡大集中許諾制度の検討を急ぐべき	権利者と利用者との丁寧な交渉と契約による解決	一般社団法人日本音楽著作権協会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	・現在、法制・基本問題小委員会において、アーカイブの推進のための課題の検討の一環として、権利者不明著作物の利用円滑化策について検討を行っている。	孤児著作物の利用円滑化	

団体 個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①] ニーズの明確性、[観点②] 権利制限による対応の正当化根拠の見直し、[観点③] 優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス(利用権)の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
34 ②		クラウドサービスに関する課題には現行の権利制限規定やライセンスにより解決できない課題がある。例えば、デジタル教科書は、自治体単位で管理するサーバから、ストリーミングやダウンロードする方法により生徒が視聴する形態が現実的であるが、自治体のサーバにデジタル教科書等のデータをアップロードする行為について権利制限規定がなく、権利者の許諾を得ない限り利用ができない。	左記の例(デジタル教科書の利用)に対応する個別の権利制限規定の創設も一案であるが、新たに出現した利用形態に対応するために、クラウドサービスについて柔軟性のある権利制限規定(仮称:クラウド内フェアユース規定)の導入を検討すべき。 左記の例(デジタル教科書の利用)のような公益利用形態においてクラウドサービスの最終の利用形態(例:学校側のダウンロード等する行為)は権利制限規定で担保されているのに、中間の利用形態(例:市町村等の管理するサーバにデータをアップロードする行為)に何らの権利制限規定も担保されていないのは公平性を欠く。最終の利用形態に着目して、その利用が公益利用形態である等、公正かつ著作権者の利益を不当に害するものでない限り権利制限規定に該当するとすることは望ましい解決方法と考えられる。	デジタル教科書に関しては、著作権者等には所定の補償金が支払われており(33条等)、学校教育における利用に限られるため著作権者等の正規のビジネスとの競合等は考えられない。 著作権者等の利益を不当に害さないという要件の下、公正な利用が広く認められれば著作物に触れる利用が増え、著作物の流通が促進され、著作権者等へ利益をもたらす可能性の方が高いと考えられる。	ライセンス(利用権)の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決	日本弁理士会	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] 権利制限の対象となっている公益的な利用に供するために著作物を送信できるクラウドサービスを事業者が提供することに関するものであると考えられ、ニーズの内容は一定程度明確に説明されている。なお、著作物利用と事業者の関わりや、著作物利用態様等について、更なる説明が期待される。 [観点②] 想定されるクラウドサービスにおける著作物利用と事業者の関わりや著作物利用態様等が明らかではなく、ニーズの外延・内容が明らかでないことから、権利制限による対応の正当化根拠の見直しについても不明であり、説明が不十分である。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
34 ①		デジタル教科書は、自治体単位で管理するサーバから、ストリーミングやダウンロードする方法により生徒が視聴する形態が現実的であるが、自治体のサーバにデジタル教科書等のデータをアップロードする行為について権利制限規定がなく、権利者の許諾を得ない限り利用ができない。	左記の例(デジタル教科書の利用)に対応する個別の権利制限規定の創設も一案であるが、新たに出現した利用形態に対応するために、クラウドサービスについて柔軟性のある権利制限規定(仮称:クラウド内フェアユース規定)の導入を検討すべき。 左記の例(デジタル教科書の利用)のような公益利用形態においてクラウドサービスの最終の利用形態(例:学校側のダウンロード等する行為)は権利制限規定で担保されているのに、中間の利用形態(例:市町村等の管理するサーバにデータをアップロードする行為)に何らの権利制限規定も担保されていないのは公平性を欠く。最終の利用形態に着目して、その利用が公益利用形態である等、公正かつ著作権者の利益を不当に害するものでない限り権利制限規定に該当するとすることは望ましい解決方法と考えられる。	デジタル教科書に関しては、著作権者等には所定の補償金が支払われており(33条等)、学校教育における利用に限られるため著作権者等の正規のビジネスとの競合等は考えられない。 著作権者等の利益を不当に害さないという要件の下、公正な利用が広く認められれば著作物に触れる利用が増え、著作物の流通が促進され、著作権者等へ利益をもたらす可能性の方が高いと考えられる。			日本弁理士会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	デジタル教科書については、著作権分科会の検討課題となっており、文部科学省におけるデジタル教科書の学校教育制度上の位置づけ等に関する検討結果を踏まえつつ、関連する著作権制度の在り方について、法制・基本問題小委員会において検討することとされている。	教育・研究	
34 ②		アーカイブ機関(特に大量のコンテンツを取り扱う公的機関)にとっては、著作権の権利処理負担が大きく、権利関係者が多数存在する著作物や孤児著作物についてアーカイブ化を諦めざるを得ないケースがある。TPP協定により保護期間が70年になれば、そうしたケースが増加する。 また、一度裁定により利用が認められた孤児著作物について、別の利用者がその孤児著作物を利用したい場合には改めて裁定を受ける必要があり、迅速に著作物を利用することが困難。				日本弁理士会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	・現在、法制・基本問題小委員会において、アーカイブの推進のための課題の検討の一環として、権利者不明著作物の利用円滑化策について検討を行っている。	アーカイブ		
34 ③		ゲーム・アニメーション・映画・音楽等の産業界においては、ライセンスの倒産や著作権譲渡により著作権者等が変動する場合には、ライセンスによる著作物等の利用継続が困難となり、ライセンスのコンテンツビジネスに重大な支障が生じるおそれがある。				日本弁理士会	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	一定のコンテンツ業界においてライセンスの倒産や著作権譲渡があったライセンスの地位の継続に関するものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。なお、今後の検討に資するため、当該産業界において著作権の譲渡を受け際のデューデリジェンスの実施状況の実務慣行など、権利の譲受人への影響の有無を判断するために参考となる情報提供が期待される。	産業活動 関連		
34 ④		独占的なライセンスに基づいてはライセンス自身に海賊版に対する差止請求権が認められていないため、著作物等の利用のための(独占的な)ライセンスが十分に活発に行われぬおそれがある。				日本弁理士会	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	独占的なライセンスのライセンスにおいて海賊版に対する差止請求ができないというものであり、ニーズの内容は一定程度説明されている。	産業活動 関連		
35	ア	総務省で制度設計がなされているデジタルコミュニティ放送では、画像等様々な情報を提供でき、ニュース画像・スポーツ画像・イベント画像や舞台等、権利の範囲が多岐にわたることが想定される。複雑かつ複数の権利処理を行わねばならず、放送コンテンツに特有のリアルタイム流通に支障がでるものと危惧される。	放送局は公共機関である。IPであることが本質ではなく、放送コンテンツを届けるということが本来の役目。デジタルコミュニティ放送において、放送コンテンツが円滑に流通する制度を期待。	放送局は公共機関であることから、国民に情報を知らしめる努めがある。それら情報もデジタルになることによって、より高度になる。そのことは、競合や衝突を生むものではなく、協調と促進を生むものと考えられる。		デジタルコミュニティ放送協議会	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] IP放送において権利処理が複雑かつ多数であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、「複雑かつ複数の権利処理」の具体的内容、契約による対応可能性、提出者が期待する「円滑に流通する制度」の内容等について、更なる説明が期待される。 [観点②] 放送局による放送伝達の公共的性格が述べられているが、放送局が行うインターネット送信事業についても同様に公共的性格が認められるか否かについては述べられておらず、正当化根拠の説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○	
	イ			放送がデジタル化することによって、放送コンテンツの種類やバリエーションが増えることは確実。放送コンテンツがシンプルに流通するような集中管理の促進が望ましく、放送においてインターネット利用により放送コンテンツを国民に届ける場合は、地上波と同等と見做してほしい。			B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	IP放送において権利処理が複雑かつ多数であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定する「地上波と同等に看做す」とする具体的方法が明らかでなく、更なる説明が期待される。	産業活動 関連		

団体	個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンスング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
36	①		デジタル教科書の開発・販売を行うに当たって、紙の教材等の場合とは異なり、掲載の許諾が得られないこと、多額の掲載料がかかることがある。また、画質を低下させたり、指定サイズへ小さくしたりする指示を受けることがある。	33条の「教科用図書」に、学校で使用されるデジタル教科書が含まれるように制度改正を希望。その際には、公衆送信により提供することができるような改正を希望。	現在の文部科学省検定教科書と認められた「教科用図書」に対して、新たにデジタル教科書の意味が加えられること。この範囲での見直しとしてである。		日本文芸出版株式会社	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	デジタル教科書については、著作権分科会の検討課題となっており、文部科学省におけるデジタル教科書の学校教育制度上の位置づけ等に関する検討結果を踏まえつつ、関連する著作権制度の在り方について、法制・基本問題小委員会において検討することとされている。	教育・研究		
36	②		デジタル教材の開発・販売を行うに当たって、紙の教材等の場合とは異なり、掲載の許諾が得られないこと、多額の掲載料がかかることがある。また、画質を低下させたり、指定サイズへ小さくしたりする指示を受けることがある。	33条の「教科用図書」に、学校で使用されるデジタル教材が含まれるように制度改正を希望。その際には、公衆送信により提供することができるような改正を希望。	現在の文部科学省検定教科書と認められた「教科用図書」に対して、新たにデジタル教材の意味が加えられること。この範囲での見直しとしてである。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]デジタル教材作成・販売に当たり、著作物の利用許諾が得られないこと、多額の掲載料がかかること、利用許諾を受けるに当たり画質の制限などの条件が付されることにより、デジタル教材の作成が困難であるという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]検定教科書に該当しない教材を権利制限の対象にすることの正当化根拠について説明が不十分であり、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	教育・研究		
37			・番組制作者が、テレビ番組(特にドラマ)を制作する際に、画面の背景に時代を象徴するような著作物を映りこませる演出をするケースやロケ撮影で著作物が映るケースはリアリティな表現をする上で必要であるが、これらのケースは分離困難性要件により、30条の2の適用対象ではない。著作権侵害リスクを避けようとするれば、番組制作における表現の幅が狭くならざるを得ない。また、分離困難性要件の該当の成否について確認・対応するためにはコストがかかる。 ・現在、制限規定の解釈に争いがある事案において、委縮効果が無視できない状況。	・法30条の2の「分離困難性要件」を削除する。 ・法30条の2の対象に「生放送」を追加する。 ・柔軟な解釈適用を可能にする制限規定を用意する。現行の規定(32条)を活用することにより上記事態を解消しようというのであれば、例えば32条1項の目的に「パロディ」を加える等、現行の規定を広く解釈適用することができることを確認する改正を行うことも検討すべき。	映像の中に著作物が付随的に映っている場合において無許諾利用を認めたととしても、こうした利用は通常対価を受ける場合として想定されている場合であるとは言い難く、また、一般的には付随の利用に対する対価獲得の機会が失われたとしても著作権者等に對する経済的損失も限定的であるため、(1)「著作物の利用に当たっての課題」に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さないと考える。		関西テレビ放送株式会社	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]番組制作者が、テレビ番組を制作する際に、意図的に著作物を映りこませる演出をする場合において表現の幅が狭くなるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、現行著作権法第30条の2の分離困難性要件は社会通念に照らして行われるものと解されるべきところ、こうした規定の解釈の幅も考慮して、なお生じると思われる問題について、更なる説明が期待される。 [観点②]当該利用が経済的に重要な著作物の使用形態ではなく、また経済的損失が限定的である旨が述べられているが、現行規定(第30条の2)の解釈を超えた利用についてそうした性格が認められるか否かを評価するための情報が不足しており、正当化根拠の説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他		
38			放送事業者が全ての放送番組をアーカイブ保存するためには、公的な記録保存所で保存しない限り6か月を超えると消去すべきという現行規定のままでは、将来のアーカイブ活用に支障が生じかねない。公的な記録保存所への登録によりアーカイブ保存ができるというのでは、保存主体や責任があいまいになりがちで、アーカイブ保存の促進を図る点で不完全な制度である。	第44条3項について、一次的固定により、6か月を超えたアーカイブ保存を自動的に可能とする制限規定の制定、過去のアーカイブ保存を万全なものにするという観点から、過去に遡って適用すべき。	放送事業者が永久にアーカイブを保存しても、二次利用については別途処理が行われるのが通常であり、著作権者等に特段の不利益は無いと考える。一方、放送事業者が保存行為が十分にできなかつたり、保存行為が著作権侵害にあたりうる場合もあるとすれば、アーカイブの利活用が停滞する一因となりかねず、ひいては対価獲得の機会が失われる著作権者等にも不利益となる。番組が収録されることが前提になっており、保存によって著作権者等の利益が不当に害されることは想定し難い。		関西テレビ放送株式会社	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]公的な記録保存所における保存では、アーカイブ保存の促進が図れないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、「不完全な制度」と評価する具体的課題、契約による対応可能性が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの内容が十分明らかでなく、法44条の趣旨(原則一時的な固定であることを前提として無断複製を認めたものであること)との関係についても述べられていないため、正当化根拠についての説明が不十分である。ニーズの内容とともに、その正当化根拠につき更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	アーカイブ		
39	ア		入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を教材に二次利用する際、出典不明であったり変更されていたりすることにより、出典調査や利用申請に手間やコストがかかることも、許諾がとれないことで、入試対策や授業補充として教材に提供できないケースが発生する。 大学入試の英語の長文問題での出典明示率は40%程度と低く、裁定制度を利用せざるを得ないことにつながっている。	33条1項、36条1項により掲載・複製された著作物をそのまま二次利用する場合は、それらの権利制限を準用し、変更されたまま利用できるものとする。事後的補償金を支払うことでの利用を認め、出典不明や変更によって事前に著作権者に許諾がとれない場合も、合法的に利用可能とする。	教科書や入試問題に利用されることが著作権者の利益を不当に害さない以上、教材への二次利用において、事後補償金の制度を導入することで、著作権者の利益を害することはない。 事前許諾がとれる著作権者には従来通りの方法を使い、著作権者不明や申請に対して回答がない場合などは、事後補償金を運用する方法をとることで、教材をタイムリーにかつ合法的に提供できることになり、学習者のメリットはもとより、著作権者にとっても著作物の利用増が見込まれる。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を教材に二次利用する際に、出典調査や利用申請に手間やコストがかかる等の課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]教科書や入試問題における著作物利用についての正当化根拠が、教材における著作物利用の場合においても同様と当てはまることと述べられているが、なぜ同様に当てはまるといえるのかが明らかでなく、正当化根拠の説明が不十分であり、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	教育・研究		
	イ					入試問題や教科書に掲載された著作物の著作権情報の集中管理の仕組みの創設。 申請を一括して著作権者に行うことができれば、利用申請にかかる間接費用(英語の場合は著作権料以上にかかる場合が多い)を低減できる。	入試問題における法48条の出典明示の強制力を高め、二次利用の申請や事後補償金支払いを円滑に行えるようにする。		B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を教材に二次利用する際に、出典調査や利用申請に手間やコストがかかる等の課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、「入試問題における法48条の出典明示の強制力を高め」の意味する具体的内容等が明らかでなく、更なる説明が期待される。	教育・研究	
40	ア		放送番組のインターネットでの同時配信を実施中であり、今後拡大の予定だが、放送と配信を別々に権利処理を行わざるをえず、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。 例えば、音楽について、支分権ごとに異なる管理事業者に管理が委託されている場合、放送と通信が融合しているサービスにおいて放送とネット配信それぞれの使用料を適正に算定するのは極めて困難である。 また、商業用レコードの放送での使用は報酬請求権であるが、ネットによる同時配信については許諾権となっており、厳密な権利処理はほぼ不可能である。	海外において放送番組のネットによる同時配信は、放送と同じ扱い(放送に含まれる)をしている国が多い中、日本でも、著作権法における放送の定義を見直し、放送と同時のインターネット配信について「放送」とみなす規定を盛り込んだ著作権法の改正を強く要望したい。	ネットでの同時配信は、視聴者からすると、放送と同じ時間帯に同じコンテンツをたまたまインターネットという別の伝送路で見ているに過ぎず、権利者の利益を不当に害するとは考えられない。		日本放送協会	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]放送番組のインターネットでの同時配信においては、別々に権利処理を行う必要があることにより、迅速なコンテンツ提供に支障があるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、課題の所在が音楽レコードの利用に限定されているのか否かが明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]現行法における商業用レコードの放送に係るレコード製作者及び実演家の権利が報酬請求権とされていることと趣旨が、放送事業者が行うネットでの同時配信にも同様に妥当するかについて述べられておらず、正当化根拠の説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連		
	イ				著作権法改正が困難であれば、著作権等管理事業者法の改正を検討してほしい。放送と通信の融合という観点からすれば、少なくとも放送とネットによる同時配信での著作物の利用については、同じ管理団体が管理しなければならぬ規定を設けてもらいたい。			B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	放送番組のインターネットでの同時配信においては、別々に権利処理を行う必要があることにより、迅速なコンテンツ提供に支障があるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、課題の所在が音楽レコードの利用に限定されているのか否かが明らかでなく、更なる説明が期待される。	産業活動 関連	○	

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
41		TPP交渉妥結により著作権の保護期間が70年に延長されると、「孤児著作物」や実演家と連絡が付かないケースが増え、利用できない著作物が多くなる可能性があり、コンテンツ流通の阻害要因になる。			オプアウトをベースにした「拡大集中許諾」制度を導入し、著作権法上に位置づける。番組の二次使用により一定の利益が上がることで権利者への配分が行われるが、不明権利者も名乗り出ることによって使用料(配分)を受け取ることができる。結局番組が死蔵されてしまった場合と比較すると、明らかに権利者と利用者がWinWinの関係になる番組利用の方がメリットは大きい。		日本放送協会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作物等の保護期間の延長については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において検討を行っている。また、権利者不明著作物の利用円滑化方針についても、同小委員会において検討を行っている。	TPP	
42		医療系専門学校の図書館は、厚労省の設置基準により設置が義務づけられているが、第31条の図書館等に含まれないため、複写サービスが行えず、図書室としての機能を十分に発揮できていない。				法31条の「図書館等」に、医療系専門学校の図書室が含まれることを希望。医療系専門学校の図書室は、社会貢献を行う人材を育成する施設であり、図書室はその支援のためには必要不可欠である。個人の利益を得ることが目的ではなく、あくまでも学習支援が目的なので、公益を書きないと考える。	団体名非公表希望	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	医療系専門学校の図書館は、第31条の図書館等に含まれないため、複写サービスが行えず、図書室としての機能を十分に発揮できていないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、医療系専門学校図書室に求められている複写サービスの内容、利用者、所蔵資料等の実態等につき、更なる説明が期待される。	図書館	
43	ア	民間の教材会社において海外の著作物を教材に利用する場合に、許諾に要する経費が相当かかる。国内に比較して著作権料も高額な場合があり、適正な価格で学生に教材を提供することに支障が出ている。	アメリカのようなトランスフォーマティブな利用におけるフェアユース規定の創設を希望。ただし、慣行的にリーズナブルな対価の支払いは権利者が求めるであろうから、強制許諾+補償金制度にしてほしい。		教材に著作物の一部を利用することによって、著作物が掲載されている媒体の売り上げを損なうことはなく、教材に利用することにより、かえってその著作物の売り上げに寄与する。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]民間の教材会社において海外の著作物を教材に利用する場合の経費がかかるため、教材が高額化するという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者において想定される「教材」において利用される著作物の量等が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]営利機関における事業コストの課題を、権利制限規定により対応すべきとする正当化根拠についての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。権利者の「売り上げを損なうことはなく」、「かえって著作物の売り上げに寄与する」といえるか否かを判断するための情報等が不足しており、ニーズの説明とともに、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	教育・研究	
	イ				集中管理団体への著作物委託数を増加させる。そのためには、補償金制度+強制許諾制度が必要。			B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	民間の教材会社において海外の著作物を教材に利用する場合の経費などのコストの課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	教育・研究	
44		看護師・助産師養成の専門学校図書室が複製を認められている教育機関に該当するのかが明確ではないため、司書による解釈が分かれており、複写サービスの運用の統一ができていない。看護大学図書館では利用者教育の中で著作物利用に関して明確に講義ができるが、専門学校では法的根拠をもとにした教育ができない。看護師になって著作権者の利益を害しないか心配である。				令第1条の3で専門学校は該当するのかが明確にしてほしい。		- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		
45	①	JASRACはインターネットのストリーミングを店内に流す事に対する対価を支払うよう求めているが、著作権の観点から見て明らかにおかしい。店では有線放送しか流せず、ビジネス面ではマイナス効果である。			集中管理そのものが必要ない。ネット環境では一次作者と消費者とが直接、情報や著作物をやりとりする事すら容易。間を仲介する業者が居ればよい。公正な第三者として判断する公的な仕組みは必要だから、国会図書館のように権利物を登録し、分類・管理する仕組みがあれば有益。国会図書館はデジタルデータの取納も始めているから、そことリンクが可能なのではないかと。			B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	インターネットからストリーミングされる音楽を店内で流す行為は、法第23条第2項に規定する公に伝達する権利の対象であるため、権利者の許諾なく行うことができないものである。「集中管理そのものが必要ない」等、ニーズ提出者が提示する各解決方法の背景にある課題が明らかでなく、ニーズについて説明が不十分であるため、更なる説明が求められる。	その他	
45	②	インターネットでの違法ダウンロードといわれるものについても、明らかにおかしな解釈がまかり通っている。宣伝になるものも少なく、違法になれば新規ビジネスの足を引っ張る。						- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さない判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決						
	46	ア	公共の電波で放送された(有料放送は除く)著作物をネットで利用する際、B-CAS等による著作権保護機構と著作権法による過剰な規制でコピーが制限されている。これにより、日本の文化の国内外への宣伝や、記録メディアの寿命問題を解決するための複製に支障がある。将来的には、非権利者であっても、非営利の個人に限り自由に加工、配信(アップロード)可能にしてほしい。また、この問題が非関税障壁になっている。	・他国を参考にフェアユース、パロディ条項の創設 ・著作権の一部規制	放送した時点でコンテンツの目的を終えている。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]放送された著作物について、日本の文化の国内外への宣伝等のため、非営利の個人が加工して、配信することができないという課題であり、一定程度明確に説明されている。なお、「非関税障壁になっている」との意味等が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]「放送した時点でコンテンツの目的を終えている」との具体的な意味が明らかでなく、正当化根拠について説明が不十分であり、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他		
		イ							B-1. Aの課題の検討を優先することができないという課題であり、一定程度明確に説明されている。なお、「非関税障壁になっている」との意味等が明らかでなく、更なる説明が期待される。		その他		
	47		ある出版物を多くの人に紹介するために、その内容の一部をホームページに掲載している。内容に影響を与えないよう、自分の意見はあえて全く掲載せず、出版物を引用し、ネット書店へのリンクを貼っている。	商業的な利用、該当著作物から利益を得る、あるいは権利者に明らかに経済的不利益を与えている時以外は、著作権法違反としないようにしてほしい。	SNSで引用し紹介する事によって、より多くの人の目にとまり、ベストセラーにもなる。これは、著作者の意思にも合致するし、出版社の利益にもつながる。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]出版物を紹介するため、引用(法32条)を超えて、内容の一部をホームページに掲載することができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、利用される著作物の分量等が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]利用される著作物の分量等に照らし、「著作者の意思にも合致し」、「出版社の利益にもつながる」と評価できるか否かを判断するための情報が不足しており、正当化根拠について説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他		
	48		動画投稿サイトにおけるゲームBGMやゲーム画面の利用について、著作権法に照らしてグレーである部分が多く、今後利用が難しくなることを危惧している。今後TPPにより予想される著作権法の非親告罪化や法定損害賠償の導入で、非営利的な利用であっても厳しく取り締まられ、多額の損害賠償を負い、またそうしたペナルティを恐れて創作活動が萎縮する可能性がある。							C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	
	49	ア	TPP締結により著作権保護期間の延長・著作権侵害の非親告罪化、法定賠償金の導入がなされると、日本の著作物の利用を大きく阻害する。著作権侵害の非親告罪化・法定賠償金の導入は、機械的に導入されるならば、日本では著作物の利用に大幅な制約が課されてしまう。	・アメリカ等で導入されているフェアユース制度を導入すべき ・著作権侵害の定義を「著作権者が禁止した用途で利用したこと」とし、著作権者が禁止した用途以外の著作物の利用を自由にすべき						C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	
		イ	TPP締結により著作権保護期間の延長・著作権侵害の非親告罪化、法定賠償金の導入がなされると、日本の著作物の利用を大きく阻害する。著作権保護期間の延長により孤児著作物が激増する。							C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作物等の保護期間、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、法定の損害賠償については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、制度の在り方について検討を行っている。また、権利者不明著作物の利用円滑化策についても、同小委員会において検討を行っている。	TPP	
	50	①	TPPにより著作権の非親告罪化がなされれば、著作物を利用できなくなる。アメリカの著作権法は非親告罪であり同時に親告罪である。被害者が警察による訴追に協力しようとしなければ、法律を執行しないことが原則となっている。最も重要なのは権利者の意向を尊重することである。	著作権侵害の非親告罪化に対応するためには、今の著作権法を抜本的に変えなければならない。 ・アメリカのようなフェアユース規定の導入 ・著作者による黙認を合法化するよう著作権侵害の定義を変える						C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	
		イ								C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	
	50	②	著作権侵害サイトをブロッキングするというシステムが導入されれば、政府による恣意的運用が行われる危険がある。							- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)		
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決	
	51	①	デッドコピーである海賊版と同人作品などが、法律上は「著作権侵害」で一括りにされている。TPPにより著作権法違反が非親告罪化されると、SNSやブログなどのすでに一般化したサービスが妨げられる。	引用にパロディとしての利用を認める。あるいは、米国のような強力なフェアユースを導入するなど。ただし、現状のままでは著作権者人格権との問題がある。	雑誌などの読者投稿でもファンによる好きなキャラクターのイラスト等が掲載されており、現在ではそれがネットに移行している。パロディ同人誌も数十年前から存在するファン活動である。デッドコピーや海賊版と違い、正規作品の代替品ではないため、正規ビジネスと競合するものではない。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP		
	51	②	現状の著作権は特にインターネットの利用との相性が悪い。						- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)				
	52		報道機関が他者の著作物を利用する場合、引用や報道目的といった権利制限規定にあたるかどうかをその都度検討するが、規定自体があいまいなため判断が難しい。過去の判例も少ないため、判断がつかないことも多く、利用を控えることもある。安心して著作物を適法利用できるようにしてほしい。					(1) 現行著作権法の権利制限規定についてのガイドラインの策定。 (2) 著作者自らが著作物の利用ルールを決める仕組み作りの促進。 「クリエイティブ・コモンズ」の利用促進により、著作者と利用者が共通ルールにのっとり著作物を管理・利用でき、煩わしい手続きなしに利用できる著作物が一定程度増える。 法律によって一律に権利制限範囲が規定・拡大されることには懸念がある。著作者自らが利用ルールを決める方が「柔軟性がある」と考える。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	権利制限規定の文言があいまいであるため、報道機関が他者の著作物を利用する場合において、該当性の判断が困難であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他		
	53	①	図書館のレファレンスサービスにおいて、電話で資料の一部を読みあげて回答とする場合があるが、 ①視覚障害者は自身で記録することが困難であるため、メールでの回答や、大きな文字にしてのFAX送信を希望される場合がある。メールで回答すると、視覚障害があっても合成音声で聞くことができ、かつ漢字辞書機能を活用して、使用されている漢字を確認することができるため、特に俳句や漢詩、あるいは東洋医学等で望まれる。 ②聴覚障害者の場合はFAXやメールでの回答を希望される。しかし、現在は図書館から利用者に対する公衆送信は認められていないため、この希望に応えることができない。 また、2009年改正された第37条第3項により、視覚著作物を視覚障害者等が読める形式に複製して自動公衆送信することは可能になったが、インターネットを十分に使いこなせない障害者も多く、インターネットを使えるかどうかによる著作物へのアクセスの格差が生じている。	第37条第3項の「自動公衆送信」を「公衆送信」に改める。	すでに第37条第3項で規定された者が行う相手特定での公衆送信は、自動公衆送信権の権利制限と同様、著作権者の権利を不当に害さないばかりか、国連障害者の権利条約第21条、第24条、第30条に記載された障害者の権利をより保障するものとなる。			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	法第37条第3項の権利制限規定の対象となる利用行為にメール送信等を含めることについては、現在法制・基本問題小委員会において検討を行っている。	障害者			
	53	②	脳性麻痺やALS等により上肢に障害があったり重症心身障害の方、あるいは加齢や疾病により臥床状態にあるために本を読むことができない方は多い。2009年改正された第37条第3項は「視覚による表現の認識に障害のある者」を対象に著作権の権利制限を規定しているが、この規定では上述の人たちは除外されると思われる。WIPOで採択されたマラケシュ条約「Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled」とも矛盾が生じている。	第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①] 図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対してFAXやメールでの回答をすることができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、紛争解決方法として述べられている「聴覚障害者等」に対して「視覚著作物」を公衆送信するとの具体的な場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②] 現行法における「引用」の範囲を超えて、なお権利制限規定により対応すべきとする正当化根拠の説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。なお、ニーズの具体的内容が明らかでないため、ニーズの説明とともに、その正当化根拠について更なる説明が期待される。 [観点③] デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	障害者			
	54		脳性麻痺やALS等により上肢に障害があったり重症心身障害の方、あるいは加齢や疾病により臥床状態にあるために本を読むことができない方は多い。2009年改正された第37条第3項は「視覚による表現の認識に障害のある者」を対象に著作権の権利制限を規定しているが、この規定では上述の人たちは除外されると思われる。WIPOで採択されたマラケシュ条約「Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled」とも矛盾が生じている。	第37条第3項の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という規定に、「及び身体障害等により、書物等を支えること、または扱うことができない人」を加える。	日本文藝家協会と日本図書館協会は2004年に「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」を締結したが、その利用「ガイドライン」には、「重度身体障害者」「寝たきり高齢者」を含めていた。2009年の第37条第3項改正後に権利者団体と図書館団体との協議のうえで定めた「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にも「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者」等「の状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」と定めて運用してきているが、著作権者の権利を不当に害した事例は出ていない。			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	ご要望のマラケシュ条約を受けた対応については、現在法制・基本問題小委員会において検討を行っている。	障害者			
	55	①	著作権法第37条第3項の規定に「当事者団体」が含まれていないため、専門書など製作に専門知識を要する著作物を、専門職同業者間で共有することができない。文化庁長官の指定を申請しても、認められない団体がある。						C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	著作権法施行令第2条二に視覚障害者等の当事者団体を加える。著作物にそのままではアクセスできない者であるが故、現在利用そのものがあまりない。複製できるが増えることが、著作物そのものを購入したりする機会を増やし、利益を害するどころか利益をもたらすことになる。また、国連障害者の権利条約の第21条、24条、30条の権利保障につながる。	法第37条第3項の利用行為主体に関する制度の見直しについては、現在法制・基本問題小委員会において検討を行っている。	障害者	
	55	②	著作権法施行令第2条第1項第1号では、児童福祉法第7条第1項の障害児入所施設及び児童発達支援センターのみが規定されているが、その他の施設においても読字に困難を抱える子供を受け入れており、学習支援に適切な形式による著作物の複製が必要である。 平成24年度より児童福祉法に新たに規定された障害児通所支援の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスは発達障害の子どもやロービジョン等視覚障害児も利用しており、適切な形式による著作物の複製ができる環境が必要である。							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	児童福祉法上の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを行う施設のうち、児童福祉法第7条第1項の障害児入所施設及び児童発達支援センターに含まれていない施設では、視覚障害者等のための複製等を行うことができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	障害者	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
56	①		学習用参考書として、その学界の権威となる書物(基本書)を多数引用した「教科書のまとめ本」を出版したいが、引用の範囲を超えることが予想されるため許諾なしに出版できない。	正規ルートで購入した著作物との「抱き合わせ再販売」、利用者の販売価格の規制、注意書き、シリアル番号の表示、権利者への通知、独禁法の適用除外。	学習用途だから「明確に特定され、範囲の狭い制限」だから特別な場合に該当する。再販売される以上、権利者は経済的利益を得ること等から「通常の利用を妨げる」ことにもならない。再販により、権利者は出版から店頭販売者までの全ルートの利益を確保しており、権利者の「正当な利益を不当に害さない」。	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決		A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	教育・研究		
56	②		オークションサイトで、コピー用に載断された本が販売されているが、現行の著作権法第49条では取り締まることができない。			販売ルートという著作者でない第三者による、販売数量の、利用される側の権利者への通知義務制度。		①「載断」された本についての、公的交流サイトや買取業者の規制をすべき ②所定の属性の場合には、オリジナルを転売する場合でも、30条の適用除外及び立証責任転換 ③講座の転売については、不要になった経緯等の説明を、転売サイトの説明文で要求(手続規制)。 ④転売時においては、紙のすかしにつき罰則を設ける	- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)		
57	①		映像や音楽の個人利用(二次利用)をもっと簡単、かつ著作権者にもメリットのある制度としてほしい。現状、パロディ作品や二次創作は大半が著作権者の黙認によって成立しており、表現の幅を狭めている。二次創作の場合、同一性の保持も問題である。	多種多様な作品を生み出す土壌として、パロディや個人作品での利用を認める法制を検討してほしい。				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	二次創作		
57	②		販売促進としての映像や音楽の利用を円滑にできるようにしてほしい。JASRACが音楽の利用にあたって使用料を徴収しているが、有線などのサービスは特定商品の販売促進には使い難く、またメーカー側から販売促進のための素材が提供されることは皆無。使用料を後追いで徴収する方式には無理がある。			音楽や映像のソフトを購入する際に、代金の中に使用料を含む形にすることを提案する。商品を購入した時点で使用料を同時に払うことができるので、権利者に直接使用料が支払われるのでメリットがある。		B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	その他		
58	ア		テレビ番組の一部を録画して大学の授業の教材に使用する場合、講義内での使用は問題ないが、学生に自習として見ることを勧めることが困難。図書館として視聴させることも考え得るが、図書館では、図書館上映可と明示された製品以外のビデオを保管・共用とすることができない。	・大学の講義関連の学習用教材として提供する場合、ここまでは許諾なしで使用できる。その他はこの権利者に許諾申請する、という指針を明示してほしい。 ・許諾なしで使用できる著作物を、商品化されていない又は絶版となっている(オンデマンド配信もされていない)ものに限定してもよい。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	教育・研究		
	イ					・権利者側の権利処理体制整備を促進してほしい。 ・使用料を有料とする場合、支払い手続きが煩雑にならないような制度設計を求める。 ・映像公開の妨げとなっているのが著作権者側の許諾を得ることであれば、番組の種類、出演者の役割、供用組織の利用条件などに応じて、許諾が得られなくても供用する道を開いたほうがよい。	NHKのものに限らず、商品化される可能性が乏しい番組について、多くの受益者が広く深く負担することによって、公共的アーカイブを維持・供用するのがよいのではないか。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	教育・研究		
59	ア		著作権法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や、文部科学関係法令では定義されていない活動(クラブ活動など)の取扱いが曖昧になっており、著作物の利用がしにくい状況となっている。	利用範囲を限定した上で補償金制度を導入し、場所の自由度(どの学校でも利用できること)や時間の自由度(過去の教材のライブラリー化)などの柔軟性をもたせることが必要。	補償金制度などを導入し、学校における著作物利用のサンプル調査などにより、著作物流通の実態把握を行えば、利益を不当に害さない。			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	教育・研究		
	イ					教育委員会などが積極的に学校内の著作物流通の調査把握を行うことで、集中管理により、手続きの簡略化と対価還元ができる環境整備を求める。 ドイツでは、著作権料の支払いは市町村単位で権利団体に支払っている。ニュージーランドでは、約2割の学校で著作物の利用実態を調査し、著作権料を教育委員会が徴収している。海外のよい制度を日本式にして取り入れるべき。		C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	教育・研究		

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
	60		著作権法31条の「図書館等」として、病院及び専門学校図書室が認められておらず、複写サービスができない。これらの図書室には「図書館等」と同様のサービスを求められており、利用者からみると同法同条に規定される図書館等と何ら変わりはないと捉えられているのが実情である。					B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	病院及び専門学校図書室において複写サービスができないという課題であり、ニーズは一定程度明確に説明されている。なお、利用者に求められている複写サービスの内容、利用者、所蔵資料等について、更なる説明が期待される。	図書館		
	61		ライトアップされたスカイツリーや神戸ミナリエのようなイルミネーションは特定の地域・場所を象徴する存在になりやすいため、映画の中でその地域・場所のイメージを表現しようとした場合、これらを当該作品中に描く必要があるが、無断で映画等に利用すると著作権侵害となるおそれがある。美術の著作物として第46条適用の可能性もあるが、「原作品」や「恒常的に設置」という要件を満たすか否かが不明であるため、これらの著作物を描くことを抑制せざるを得ない。	美術の著作物に該当する著作物のなかには、原作品を觀念し難い著作物も存在することから、法46条から「原作品」の文言を削除し、同様に「恒常的に設置」の要件についても充足しているのか微妙な美術の著作物が存在することから「恒常的に」の文言も削除して、適用要件を緩和することが好ましい。	ライトアップやイルミネーションを描くことは、これらの著作権者による当該著作物の通常の利用を妨げるものではなく、当該権者の正当な利益を不当に害することもない。また、これらの著作権者は多くの人に当該著作物を見せることを承諾しているはずであり、その意思に反することもないと解して差し支えなく、社会的な慣行にも合致していると考えられる。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]イルミネーションを映画等に利用する場合において、法46条の要件を満たすか否かが不明であるため、利用が困難であるという課題であり、ニーズとして一定程度明確に説明されている。なお、利用が想定される分量等について更なる説明が期待される。 [観点②]法46条により許容される範囲を超えてなお権利制限規定により対応すべき正当化根拠の説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他		
	62		教育・学習や文化の継承、新たな創作等の過程において、既存著作物に変更を加え、新たな価値を生み出すことは文化の発展という面から必要かつ意味がある。しかし、著作物の複製物の私的領域における変更が同一性保持権侵害となり、場合によっては刑事処分の対象となる。現在の著作権法は親告罪であるため、私的領域にとどまる著作物の改変は権利者が認識できず問題とならないが、TPP妥結により非親告罪となる可能性がある。仮に同一性保持権侵害が非親告罪化の対象とならないとしても、教科書等への書き込みですら同一性保持権侵害と解釈されて全国民が潜在的被害者とみなされる第20条の規定は問題であり、改められるべきである。	・譲渡・貸与・公衆送信・公衆伝達等を伴わない、私的領域にとどまる著作物の複製物に対する変更が同一性保持権侵害とならない旨の規定を著作権法第20条2項5号として追加する。 ・一方、美術の著作物の原作品等のようにオリジナルしか存在しえないものに対して改変を加え、原作品を損なうような行為は引き続き許されるべきではない。	譲渡等を伴わない私的領域における著作物の複製物の変更は創作者の声望・名誉を損ねることではなく、また財産権を損ねることもない。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]私的領域における著作物の改変が権利侵害となりうるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、これまで実際に権利行使がなされるなどの支障が生じているのか否かについて、補足的な説明が期待される。 [観点②]現行法で認められる範囲を超えて権利制限規定により対応すべきとする正当化根拠についての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他		
	63	ア	TVアニメのキャプチャー画像をツイッター等に無許諾で掲載・加工する行為、アニメ・漫画を元にした自作イラスト、動画や音楽を組み合わせたMAD動画など、著作物を二次利用してインターネットに掲載する行為は著作権侵害や同一性保持権侵害となる。フェアユースが整備され、著作人格権がほとんど認められていないアメリカでは、上記のような利用方法は違法とされない。日本では著作権侵害をしなければ、著作物の二次利用ビジネスや個人レベルの二次利用が極めて困難。TPPによって著作権侵害の非親告罪化がなされると、権利者の黙認が不可能になり、個人レベルの著作物の二次利用、動画投稿サイトなど企業が行う著作物の二次利用が、全て不可能になる。	・アメリカ並みのフェアユースの導入。 TPPで著作権侵害非親告罪化および法廷賠償金を導入するのであれば、権利制限規定もアメリカと同様にならなければならない。 ・アメリカと同様に、著作人格権(同一性保持権)の制限と、アメリカには存在しない公衆送信権の廃止は必須。	アメリカのフェアユースは、商業目的のデッドコピーは排除している。デッドコピーに対しては、非親告罪や法廷賠償金などの懲罰制度を加え、正規ビジネスとの衝突を避けている。日本も同様にするべき。 アメリカのフェアユースは、トランスフォーマティブ・ユース(元の著作物を改変して利用する)が原則。二次創作、あるいはパロディ的な利用方法が、米国フェアユースでは重要視されている。著作物の自由な二次利用は、作品や権利者への批評・批判を含んでこそ文化的発展につながる、という認識が根底にある。			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP		
		イ						C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP		
	64		著作権侵害の非親告罪化により、既存の著作物を二次利用する「パロディ」「二次創作」に基大な萎縮が生じる見込みである。教育や研究、批評などといった公正利用にも同等の萎縮が出る。「コミックマーケット」と呼ばれる二次創作作品の即売会は1975年から続いており、慣例的に許されていると考えるのが妥当。						著作権法非親告罪化の法整備にあたって、警察が独断で動けるのは権利者が摘発を望む案件のみという条文にする。			

団体	個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
65①			<p>・サイバーフィジカルシステム(CPS)は、著作物を含む莫大な情報を蓄積し、係る情報を分析・解析することによって得られた付加価値情報とともに活用されることによって、社会のテクノロジーやビジネスのイノベーションを起す鍵となることが期待されている。これらの情報は、利用者の求めに応じて取り出され、またはシステム側から自動的に(プッシュ型で)出力され得る状態でサーバー内に蓄積されることが想定される。今後こうしたCPSに類型される多様なビジネスが生まれたいと考えられる。</p> <p>・CPSの実現には、著作物の取り込み、蓄積及び出力が必要となる。第47条の6は、行為主体や対象著作物の範囲が限定されており、「公衆からの求めに応じ」の解釈によっては自動的出力には適用が難しい。第47条の7では、利用目的が「情報解析」に限定されており解析目的以外の範囲には適用が難しく、設置した複製物・翻案物の出力は許されない。第47条の5は、送信の障害防止、効率化を目的として特定の主体にのみ蓄積が認められるに過ぎない。第47条の9は、「情報提供の準備」該当性の問題があり、また複製物・翻案物の出力は許されない。</p>				富士通株式会社	<p>A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断</p> <p>[観点①]「サイバーフィジカルシステム」の概念及び現行法との関係につき、想定されるサービス例とともに概ね説明されており、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、定義上はあらゆる情報の入出力が含まれ得ると見られるところ、著作物の利用態様の観点から、ニーズの外延を画する要素があるのか否かについて更なる説明が期待される。</p> <p>[観点②]「サイバーフィジカルシステム」における著作物利用については、情報の取り込みについては、著作物の正規ビジネスとは衝突しないこと、情報の出力については、利用が軽微である場合や利用行為に公益性が認められる場合がある旨が述べられており、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。なお、CPSのうちどのような範囲のものが典型的に「軽微性」「公益性」が認められるのかについて、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。</p>	産業活動関連	○	
65①			<p>《機械翻訳サービス》</p> <p>・機械翻訳の精度を上げるため、 (a) システム利用者が翻訳の対象としてシステムに入力した原文に近い用例をデータベースから検出し、その差分によって翻訳文を作成する「用例ベース翻訳」と (b) データベースとして蓄積された用例を統計的処理してモデル化したうえで翻訳文を作成する「統計的機械翻訳」の研究が進んでいる。</p> <p>いずれの方式も他者の著作物を翻訳用例としてシステムに蓄積した上で翻訳結果を表示することになるが、当該蓄積および翻訳行為が複製権および翻案権を侵害する行為と評価される可能性を否定できないために萎縮効果が生じている。</p>	個別の事例について柔軟に判断ができる可能性を有する権利制限が置かれるのが望ましい。ここではCPSを想定しての制度検討をしているが、特定の技術的な観点からの要件を設定しない権利制限規定であることが望ましく、以下(a)(b)のような行為を対象とした権利制限規定を設けるべきと考える。			富士通株式会社	<p>A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断</p> <p>[観点①]機械翻訳サービスの内容、当該サービスにおける蓄積および翻訳行為が複製権および翻案権を侵害と評価されるため、事業の実施に萎縮が生じているという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されているが、どのような範囲・分量の著作物の利用を想定しているか明らかではないため、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点②]機械翻訳サービスにおける著作物の利用に軽微と評価できる範囲があること、サービスに対する社会的要請が高く一定の社会意の意義が認められること等、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。なお、軽微と評価できるもの及びその他の理由で権利者の利益を不当に害さないと評価できるもののそれぞれについて、どのような範囲の著作物利用を想定しているかについて、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。</p>	産業活動関連	○	
65②			<p>《教育支援サービス》</p> <p>ICTを活用しより質の高い教育の実施を可能とするサービスとして、例えば、授業に用いる教材を作成するための素材を、サービス事業者が、教育を担当する者、授業を受ける者のために用意することが考えられる。</p> <p>素材の提供は、著作権者が行う場合だけでなく、サービス事業者が、遠隔地にある素材(第三者の著作物)を写真撮影したものや、インターネット上に存在する第三者の著作物を、教材素材として利用しやすいように分類したものを、教育支援DBに保存して提供することも考えられる。</p> <p>現行法下では、こうしたサービス事業者による第三者の著作物のDBへの保存(複製)・提供行為(公衆送信)は、それが非営利の教育機関に対するサービスとして限定されて提供されたとしても、著作権侵害となり実現できない。</p>	<p>(a) 将来の利用に備えて、情報を特定のサーバーに蓄積する行為に伴い著作物を記録する行為であって、当該行為のみによっては、行為者が著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するものではない行為</p> <p>(b) 上記(a)の行為によって蓄積された情報について、行為者の行為の全体を評価して、著作物の表現の本質的な特徴を利用者に享受させない態様もしくは権利者に経済的不利益を実質的に及ぼさない態様での利用行為</p>	非公表希望		富士通株式会社	<p>A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断</p> <p>[観点①]教育支援サービス内容及び当該サービスにおける著作物の保存・提供行為が、侵害と評価されるため、事業を実現することができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、具体的な利用態様について等が明らかでなく、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点②]軽微と評価できる範囲があること等、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。なお、軽微と評価できるもの及びその他の理由で権利者の利益を不当に害さないと評価できるもののそれぞれについて、どのような範囲の著作物利用を想定しているかについて、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。</p>	産業活動関連	○	
65③			<p>《障がい者等支援システム》</p> <p>障がい者や高齢者等の情報へのアクセシビリティに支障のある者に対する支援に、クラウド及び情報端末を活用することによりサービスを向上させることが可能。</p> <p>例えば、事業者が、著作物から障がい者等が視聴するデータ(音声・文字・映像等)を作成して、データベースに蓄積し、障がい者等の求めに応じて提供する場合が考えられるが、事業者によるDBへの蓄積は著作権法上許容されていない。</p>				富士通株式会社	<p>A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断</p> <p>[観点①]障がい者等支援システム及び当該システムにおけるDBへの蓄積は著作権法上許容されていないため、当該事業を実現することができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、具体的な利用態様等について、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点②]ニーズの性質上、障害者の情報アクセスを確保することには一定の公益性が認められ、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。ニーズの説明とともに、その正当化根拠について更なる説明が期待される。</p> <p>[観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。</p>	産業活動関連	○	

団体 個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
66		<p>《教育機関等における著作物利用》 ICTを活用した協働型・双方向型の教育環境の実現に向けて、以下のような場面において、民間の活力を利用したデジタル教材の充実等が期待されている。</p> <p>(想定場面) ①第三者の著作物を含んだ教師の自作教材について、以下の目的のために、教育支援サービスを提供する事業者のデータベースに保存(複製)すること。 -自己の授業において学生に配布 -自校又は他校の教師が研修や自身の授業において使用 -学生が授業の復習や欠席の補講に使用 ②教師が、自校又は他校の他の教師が自身の授業において使用することを想定して、その素材として、インターネット上に存在する写真や絵画を事業者のデータベースに保存すること。</p>	より柔軟な著作物の利用を可能にすることが、ICTを活用した協働型・双方向型の教育環境の実現という目的を達することに資すると考える。とりわけ、ICTをツールとして活用して教育における質や利便性を向上させていくことを念頭に置いた場合に、極力、技術的な事情に依拠した要件を用いず、権利制限を実現するのが望ましい。	非公表希望			富士通株式会社	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在法制・基本問題小委員会において、教育の情報化の推進のための著作物の利用円滑化について議論が行われており、授業の過程における公衆送信等について検討を行っている。	産業活動 関連	
67		<p>《障がい者等によるアクセシビリティの向上のための利用》 障がい者や高齢者等、情報へのアクセシビリティに支障のある者に対する支援は社会的要請としてあらゆる場所・時に必要。ICT技術により、クラウド及び情報端末、ソフトウェア等を本人や支援者が活用し、アクセシビリティ向上を図り得るが、企業内において活用する際には、行為主体の点で困難が生ずる場合がある。</p>	障がい者のアクセシビリティの向上という公益的目的に基づいて、行為主体につき柔軟性を持たせる。	非公表希望			富士通株式会社	A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	<p>[観点①]企業内においてアクセシビリティに支障のある者に対して支援する場合に、行為主体の点で困難があるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、具体的な利用態様等について、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点②]障害者など情報アクセシビリティに支障のある者に対する支援には、一定の公益性が認められ、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。ニーズの説明とともに、その正当化根拠について更なる説明が期待される。</p> <p>[観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。</p>	産業活動 関連	
68		<p>昨今、セキュリティ関係でのリバース・エンジニアリング(RE)や、既存のプログラム資産のモダナイズのために各プログラムを調査・解析する必要性が高まっている。 解析の際、一旦、コンピュータ・システム内にプログラムの複製物を作成して行うことになるが、往々にして各プログラムの著作権者が不明確であり、調査・解析を第三者に委ねて行う場合が多い。しかし解析対象のプログラムの著作権者を確認し、その許諾を得ることは現実的ではないため、当該委託を受ける第三者は、厳密には著作権侵害をしている可能性がある。 関連裁判例では「権利濫用」や「損害なし」との判断もなされているが、現実のビジネスでは、こうした判断基準により他社のプログラムの解析を行うことは困難を伴う。</p>	2008年の法制問題小委員会「中間まとめ」答申に沿って考えるならば、相互運用性達成、障害把握、セキュリティ対策等の目的が明確である場合について適法とする権利制限と、それら以外で目的を規定しにくい場合について、個別事案に応じて柔軟に判断ができるような要件を有する権利制限が導入されるのが望ましい。	非公表希望			富士通株式会社	A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	<p>[観点①]セキュリティ対策を目的としたリバース・エンジニアリングでのプログラムの調査・解析過程における複製行為の実施が困難であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、「既存のプログラム資産のモダナイズのため」に行うプログラムの調査・解析の目的や態様が明らかでなく、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点②]想定されているプログラムの調査・解析の目的や態様が明らかではないが、少なくともセキュリティ対策目的のリバースエンジニアリングなど一定のものについては社会的意義が認められ、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。</p> <p>[観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。</p>	産業活動 関連	○
70		<p>訪日外国人向けに、滞在を快適にする情報や災害情報等、日本語のコンテンツを外国語に自動翻訳して閲覧できるサービスの需要が想定される。各著作物の翻訳に当たり、権利者を把握して各々から許諾を得ることは現実的ではないため、サービスの利便性向上を阻んでいる。</p>	原著物の所在を明らかにする(リンクを掲載する)等の、原著物の原文を閲覧できることを条件として、著作物の翻訳(翻訳)および公衆送信を可能とするような制度設計を希望。	上記のような利用形態は、公益的な価値が高いこと、また原著物の複製・送信数を不当に増加させるものではなく、閲覧者が原著物の内容を確認できる限りは、翻訳の内容が原著物の趣旨と大いに異なる場合を除き、著作権者の利益を不当に害さない。			団体名非公表希望	A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	<p>[観点①]自動翻訳にあたり著作物の利用許諾を得ることが現実的ではないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定するサービスにおける著作物の利用態様が明らかでなく、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点②]災害情報等の提供について一定の社会的意義が説明されており、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。なお、(翻訳物の公衆送信事業全般には、著作権者の「通常の利用」と衝突するケースが少なからず含まれ得ると考えられるところ。)ニーズ提出者において想定される「権利者の利益を不当に害さない」場面としていかなるケースが想定されているかが明らかでなく、更なる説明が期待される。</p> <p>[観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。</p>	産業活動 関連	○
71 ①		<p>公的機関が設置する美術館、博物館等は、法31条の図書館等に含まれないため、文化財の保存を目的とする場合でも、無許諾の複製が認められていない。</p>	公的機関が設置する美術館、博物館等において、文化財保存を目的とする複製ができるように、権利制限規定を希望。	貴重な文化財等のアーカイブ化は、後世への文化伝承に必要であり、また著作物を不当に複製して第三者に送信する、複製物の数が不当に増加する等の利用方法を想定しているわけではないため、著作権者等の利益を不当に害すものではない。			団体名非公表希望	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	本年6月22日付で著作権法施行令第1条の3第1項第6号に基づく指定を行ったところである。これにより、博物館法第2条第1項に規定するいわゆる登録博物館又は同法第29条に規定するいわゆる博物館相当施設であって、営利を目的としない法人により設置されたものが「図書館等」に含まれることとなった。	アーカイブ	
71 ②		<p>私企業が設置する美術館、博物館等は、法31条の図書館等に含まれないため、文化財の保存を目的とする場合でも、無許諾の複製が認められていない。</p>	私企業が設置する美術館、博物館等において、文化財保存を目的とする複製ができるように、権利制限規定を希望。					B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	私企業が設置する美術館、博物館等は、文化財の保存を目的とした複製を行うことができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、法31条1項1号及び3号の行為主体とすることを求める趣旨が否かが明らかでなく、更なる説明が期待される。	アーカイブ	
71 ③		<p>文化財アーカイブ化作業のサービスを提供する専門業者が、複製サービスやクラウド等を用いたロッカーサービス(アーカイブした文化財へのアクセスサービス等含む)を提供する場合において、複製、公衆送信の主体と判断される可能性があるため、事業者がサービス提供に躊躇する場面も多く、文化の発展に対して萎縮効果が働く可能性がある。</p>						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	事業者が、文化財アーカイブのための複製サービスやクラウド等のロッカーサービスを提供する場合、複製、公衆送信の主体と判断される可能性があるため、サービスの提供を躊躇しているという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定する「ロッカーサービス」の内容等が明らかでなく、更なる説明が期待される。	アーカイブ	

団体 個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないことと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
72 ①		今後の学校教育の在り方として、情報通信技術が積極的に活用され、電子情報端末等が授業を受ける者に配布された学習形態等を想定した場合、以下に挙げるような著作権の利用形態に対する要望が高くなる。 ・ 教育を担任する者が、授業の過程で使用する目的で、第三者の著作物を含む資料等をサーバーに複製し、授業を受ける者の電子情報端末等に配信したり、授業外の復習等の目的で閲覧させる ・ 授業を受ける者が、第三者の著作物を利用して作成した資料を、教育を担任する者や他の授業を受ける者に対して、電子情報端末等を通じて閲覧させる	35条2項について、「同時に授業を受ける者」などの対象を拡大し、授業を行う者、授業を受ける者への公衆送信ができるように改正を希望。	授業や学習の場面において、情報通信技術を活用するために必須の対応である。授業を担当する者と授業を受ける者にとっては、従来紙を中心とした媒体で配布していた資料等の使用方法が、電子媒体を通じたものになったにすぎず、当該学習の範囲をこえて著作物を複製したり送信したりするものではないため、著作権者等の利益を不当に害すものではない。			団体名非公表希望	C、既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	教育の情報化については、現在の法制・基本問題小委員会において検討を行っており、権利制限規定の見直しによる対応についても検討課題となっている。	教育・研究	
72 ②		教育機関にネットワーク環境、サーバー、各種アプリケーション機能等を提供する事業者は、判例に照らし、複製、公衆送信の主体と判断される可能性があるため、当該サービスの提供を躊躇しており、教育環境の向上に対して萎縮効果が働く可能性がある。						B-1、Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方法を順次検討	事業者が、教育機関にネットワーク環境等を提供する場合に、複製、公衆送信の主体と判断される可能性があるため、サービスの提供に萎縮効果がはたらくおそれがあるという課題であり、ニーズは一定程度明確に説明されている。	産業活動 関連	
73		ICT技術の進歩により、各種テキストや音声リアルタイムで音声化、あるいはテキスト化する技術が向上し、実用として使用できるようになっている。一方、法第37条及び第37条の2等において、①著作物の複製等を行える主体が限定されていること、②対象となる著作物が制限されていること等により、障害者等の情報アクセスできる環境が十分には整っていない。また、これらの制約により、事業者による、より質の高い障害者等の情報アクセシビリティを向上させるサービスの提供が阻害されている。	主体が限定されることなく、視覚障害者の利便性の向上に繋がるサービスを提供できる制度設計を希望。	視覚障害者は、著作物の複製等の利用行為を行うわけではなく、あくまで「使用」するだけであり、「使用」のために中間的に著作物の利用行為が行われるとしても、権利者の利益を不当に害することはない。			団体名非公表希望	A-2、ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]事業者による、障害者等の情報アクセシビリティを向上させるサービスに関する課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、現行制度(法第37条第3項、第37条の2又は令第2条、第2条の2)で認められている主体以外の者が行うサービスの具体的な内容等が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]障害者の情報アクセスの確保には、一定の公益性が認められ、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。なお、ニーズの説明とともに、その正当化根拠について更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	産業活動 関連	○
74		ビッグデータの解析結果提供に伴って、解析結果を補充する物証としての原著作物表示は、解析結果の利便性/視認性を格段に向上させる。 <想定利用例> ・模倣品を列挙したウェブページの作成 ・侵害コンテンツを注意喚起するためのウェブページの作成 ・危険サイトを注意喚起するためのウェブページの作成 ・災害/事故現場等の映像、画像 ・上記が含まれた情報を、いわゆる「まとめサービス」として提供する しかし、現行著作権法における電子計算機による情報解析等に関する規定では、解析結果とともに原著作物を公衆送信することは権利制限の対象となっておらず、結果として利便性の高いサービス提供の足かせになっている。	電子計算機を用いてビッグデータを解析するような情報解析サービスにおいて、利便性/視認性を向上させるための原著作物表示について、著作権者の許諾が不要となるような制度設計を希望。	公共性の高い情報を、より利便性の高い状態で提供することは、安心・安全な社会構築のためには不可欠であり、迅速なサービス化が望まれる。事業者のサービス参入の障壁となりうる要素はできるだけ早く取り除かれるべき。またこのような著作物の利用方法は、著作物そのものの表現享受を目的としているわけではないため、著作権者等の利益を不当に害すものではない。			団体名非公表希望	A-2、ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]<想定利用例>のような情報解析サービスにおいて著作物を公衆送信することができないため、サービス提供が困難となっているという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、<想定利用例>において解析結果とともに提供される著作物の分量等、具体的なサービス内容が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]公共性の高い情報の提供という社会的意義や、著作物そのものの表現の享受を目的としているわけではないことが述べられており、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。なお、これらの正当化根拠が想定されているサービスに妥当するか否かについて、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
75		業務効率化・高度化(利便性向上)の観点から、企業や行政機関で資料の電子化を行う際、第三者の著作物が含まれていると電子化を行うことができない。 電子化に当たって、事業者が作業を請け負わせることができない。	団体等の内部で行われる資料等の電子化について、著作権者の権利が及ぶことのないような権利制限の制度設計を希望。 ・当該企業に電子化及び保管をサービスとして提供する事業者については、個別の顧客の求めに応じてロッカー機能とアクセス機能を提供しているにすぎず、ロッカーに保管された資料等についても第三者著作物の存在等に対して一切感知しないため、著作物の複製主体、公衆送信主体とならないことについて明確にしてほしい。	従来紙を中心とした媒体で保管し、使用していた資料等の使用方法が、情報通信技術の発展に伴って、電子媒体、クラウド等を通じたものになったにすぎず、資料保管や使用の目的をこえて著作物を複製したり送信したりするものではないため、著作権者等の利益を不当に害すものではない。			団体名非公表希望	A-3、ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]企業等における資料の電子化、第三者への電子化の委託ができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定する「業務効率化・高度化の観点から」行われる「電子化及び保管」の具体的な態様が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]紙を中心とした媒体での保管・使用方法との比較において利用態様に差がないことが述べられているが、ニーズ提出者が想定する「業務効率化・高度化の観点から」行われる「電子化及び保管」の具体的な態様が明らかでなく、比較ができないことから、正当化根拠についての説明が不十分である。ニーズの説明とともに、正当化根拠について更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	企業等内での利用	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
76			映像業界には中小企業や個人企業者が多く、マンパワーや経済基盤が弱い。映像の基本情報(ID+メタデータ)の集中化(DB共有)が進んでおらず、映像著作物の流通促進や、基本情報の正確性・信頼性の確保、将来にわたっての安定的な管理がなされていない。			(1)「映像作品の基本情報」(ID+メタデータ)の集中管理(DB共有) (2)著作権処理の申請・報告用プラットフォームの設置	協同組合 日本シナリオ作家協会	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	「映像の基本情報」(ID+メタデータ)の集中化が進んでおらず、映像著作物の流通促進が阻害されているといった課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他	
77 ①			下記①及び②のためには、網羅的に情報を収集しDBを作成する必要がある。バックエンドでの情報の複製、翻案等、結果情報の提供が行われ、これらの中には著作物が含まれるが、全てについて著作権者から許諾を得て利用することは現実的ではない。 ① 検索サービス 47条の6は、創設当時の検索サービスを想定して多くの要件が課されているため、検索サービスの発展において課題が生じている。既に課題が生じている例は次のとおり。 公衆がアクセス可能な情報であって、インターネット上にないものを活用し、利用者の探す情報の所在を提示する検索サービスを提供することができない。(具体例として、①書籍検索サービス(例:Google Books)、②街中のカメラ等を活用した街中風景の検索サービス、③曲名を調べることのできる検索サービス(例:Shazam)) ② 分析サービス 多様な情報分析の結果を提供する「分析サービス」を提供することができない。(具体例として、①ブログ評判情報分析サービス、②メディアモニタリングサービス(例:TV Eyes)、③論文剽竊検出サービス(例:Turnitin)などの分析サービス)	(1) ①について 47条の6の対象を、「送信可能化された情報」だけでなく、公衆がアクセス可能な情報を対象とする柔軟化を希望。 (2) ①-③など、今後の情報活用に関して 現行著作権法の個別の権利制限規定に加え、これを補完するための受け皿規定(一般規定)を導入すべき。(サービスや技術の発展が見えてきた段階で、あるいは後追いで、個別規定を立法する対応では、その発展を阻害しかねない。サービスや技術の発展に萎縮を与えないため。)	(1) 47条の6を柔軟化する改正による解決 以下より、上記利用は、著作権者等の利益を不当に害さないものと考えられる。 (i) 軽微であること 著作物の提示や提供自体を目的としていないため、サービスのための著作物の利用は、軽微であるといえる。 ・ 収集・蓄積はバックエンドで行われるにすぎず、著作物の表現を知的的に享受されることはない。 ・ 結果の提供は、サムネイルやスニペットに限る等、著作物の所在情報を知らせる範囲で行われる限りにおいて、軽微な利用であると言える。 (ii) 権利者自らが公開した情報であること 公衆がアクセス可能な状態に置かれた著作物は、基本的にはその所在を知らせるサービスにおいて利用されることについて、権利者は黙示的に許諾していると考えられる。もっとも、権利者の許諾なく公衆がアクセス可能な状態に置かれている著作物については、黙示の許諾があるとは言えないため、そのような著作物を検索の対象としないよう(特に出力してしまわないよう)、検索サービス提供者が措置を講ずる必要がある。 この点、現行法47条の6では、以下を要求している。 ・ ID/Pass等の受信者の識別情報の入力を求めるなどの手段が講じられている場合は、その手段を講じたものの承諾を得る。 ・ robot.txtなどの収集禁止措置が置かれている場合には収集しない。 ・ 違法に複製され、送信可能化された情報であることを知ったときは、その後スニペットやサムネイルとして表示しない。 (iii) 元の情報へのアクセスが確保されること 検索結果としてリアル等の情報の「出所」を表示して、元の情報へのアクセスを提供することにより、権利者のコンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者に生ずる。 この点、現行法47条の6は、元のページへのアクセスを可能とするため、URLとともに結果の提供を行うことを義務付けている。 (2) 権利制限の一般規定の導入による解決 ・ 以下のような著作権者の利益との調整を図る仕組みをもつ一般的な規定を設けることにより、著作権者の利益が不当に害されないこととすべきであると考えられる。 ・ 「・に定める行為のほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らし、やむを得ないと認められる場合は、その著作物を利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」 ・ また、個別規定の受け皿規定とすることにより、利用者が、どのようなサービス等であれば許容されるのかあるいは許容されないのか、予測がしやすくなる。これにより、居直り的な侵害などによる被害は生じにくくなるものと考えられる。	ヤフー株式会社	A-1-1. ワーキングチームにおいて優先的に検討	[観点①]対象著作物を「送信可能化されていない情報」に拡大した検索サービス(リアル情報等の所在検索サービス)を実施することができないという課題である。念頭におかれている複数のサービス例の紹介に加え、著作物の利用態様についてもサムネイルやスニペット等に限るなどの説明がなされており、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]サービスの性質上、社会的意義が認められること、契約による対応が困難であること、表現が享受されないか、されるものについても利用が軽微であること等、権利制限の正当化根拠について、相当程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○	
77 ②								A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]多様な情報分析の結果を提供する「分析サービス」における複製、翻案等、結果情報の提供ができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、当該サービスにおいて利用(特に表示)される著作物の分量など、具体的な利用の態様が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]提案者は、「当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由」として77①③と同様に具体的な根拠を挙げており、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。なお、その根拠が妥当なのかにつき、具体的なニーズとともに、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
77 ③			③バックエンドでのデータ活用 大量かつ多様なデータ分析におけるバックエンドでの複製、蓄積を行うことができない。対象となる情報の中には著作物が含まれるが、全てについて著作権者から許諾を得て利用することは現実的ではない。バックエンドでのデータ活用の例は次のとおり。 ・ 視覚的に目に入るデータ、聴覚的に耳に入るデータがカメラやマイクを通じて収集されデジタル化され、サーバで分析されてコミュニケーションで利用される。 ・ 音楽CDデータからフィンガープリントを作成し、海賊版探索や音楽の利用報告データ作成、曲名検索などに活用する。 ・ ささまざまなデータを収集・分析し、分析結果を調達、製造、流通、小売で活用する。 ・ ささまざまなデータを収集・分析し、分析結果を犯罪対応で活用する。					A-1-1. ワーキングチームにおいて優先的に検討	[観点①]データ分析におけるバックエンドでの複製を行うことができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明がされている。なお、現行法では対応できない類型の有無等について、更なる説明が期待される。 [観点②]当該著作物利用の態様とともに、当該利用が著作物の表現を享受しないものである旨及び契約による対応困難性といった権利制限の正当化根拠について、相当程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
78			技術が発展して新たな機器、媒体が登場し、カセットテープやビデオカセットのような過去の媒体が使用できなくなると、コンテンツが視聴できなくなる可能性がある。しかし、メディア変換サービス(書籍や音楽の入ったカセットテープのアナログ情報をデジタルデータに変換する、映画のビデオテープをBlu-rayなどの新たなメディアに変換するなど)を提供する事業者は、複製の主体となるため、適法にサービスを提供することができない。	古くなったメディアの変換の代行を適法とする個別の権利制限規定を新設すべき。事業者の利益や利用者の利便性に鑑み、一定の補償金の支払いを義務付けることも選択肢の一つである。	媒体に格納されているコンテンツは、もともとは利用者が適法に入手したものである。そのメディアを変換するのみで、著作権者等に特段の不利益を及ぼすとは考え難い。メディア変換を禁止すれば、古くなったコンテンツの利用を認めないこととなり、利用者の利益が阻害される結果となる。		ヤフー株式会社	A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]メディア変換サービスを提供する事業者は、複製の主体となるため、適法にサービスを提供することができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]再生機器の入手困難な場合における視聴手段の確保という一定の社会的意義について説明がされており、正当化根拠について、一定程度明確に説明されている。なお、所有権と著作権の相違(利用者が書籍等を購入する場合に適法に入手するのは有体物としての書籍等に依る所有権であり無体物としての著作物の利用権を取得するわけではないこと)を踏まえ、再生機器の入手困難な場合以外の場合においてもメディア変換を認めるべきとする正当化根拠については、別途の説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	産業活動関連	
79	ア		アメリカやヨーロッパでは、ウェブキャスト(ing(TV番組などをインターネットにてリアルタイムで配信すること。))は放送と同様、強制許諾や報酬請求権の対象であるが、日本では、レコード製作者から許諾を得なければならない。ウェブキャストには大量のコンテンツ利用を伴うため権利処理が困難であり、ウェブキャスト利用サービスの発展が阻害されている。特に、レコード製作者の権利については、個々のレコード会社より許諾を得なければならないケースが多い。	ウェブキャストに関する著作隣接権(レコード製作者の権利等)を報酬請求権とする。			ヤフー株式会社	A-3. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]ウェブキャストの場合、放送と異なり、個々のレコード会社より許諾を得なければならないケースが多く、ウェブキャスト・サービスの発展が阻害されているという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]ウェブキャスト・サービスにおいて著作隣接権を報酬請求権とする正当化根拠の説明がされており、正当化根拠についての説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○
	イ							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	ウェブキャストの場合、放送と異なり、個々のレコード会社より許諾を得なければならないケースが多く、ウェブキャスト・サービスの発展が阻害されているという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	産業活動関連	
80	①		商品デザインの企画書等を作成する際、流行の様式を知ることや、既にある著作物と類似しないよう他のデザインを知るために、インターネット上の画像を利用する場合があるが、著作権侵害となる。	新たな商品デザインをするにあたり既にある著作物と酷似した著作権侵害となることを回避することを目的とする場合は、著作者に無断でインターネットからダウンロードした画像を用いることができるようにすること。	当該利用は他人の著作物の通常の利用を妨げないように、また、著作者の正当な利益を不当に害しないようにという目的での資料作成のための利用であって、スリーステップテストは満たしていると考ええる。		女子現代メディア文化研究会	A-3. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]商品デザインの企画書等の作成の際、流行の様式を知るためや既存のデザインとの類似を避けるためにインターネット上の画像を利用することができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されているが、具体的な著作物の利用態様が明らかでないため、更なる説明が期待される。 [観点②]流行の様式を知るための利用を含め、権利制限によるべき正当化根拠についての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
80	②		デザイナーが営業や自己紹介のために過去にデザインした商品をポートフォリオ(作品集)としてまとめて使用する行為は、当該商品中に第三者からライセンスを受けて用いたイラスト画像等が含まれているものについては、著作権侵害に該当する可能性がある。	ポートフォリオ(作品集)に利用する場合、ライセンサーとの契約に反しない限りは、ライセンサーの著作物を無断で利用することができるようにすること。	スリーステップテストは満たしていると考ええる。当該利用はライセンサーの業務を妨害しておらず、著作物の通常の利用を妨げないよう、また、著作者の正当な利益を不当に害しないものとなっている。デザイン業務の前段階として自己紹介をする上でも、ポートフォリオは欠かせず、デザイン業界では自己紹介すら円滑に行われないのであれば、業界全体が混乱し、クライアントやライセンサーにも迷惑が掛かると考えられ、特別の場合と判断すべき。		女子現代メディア文化研究会	A-3. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]過去にデザインした商品を「ポートフォリオ(作品集)」としてまとめて掲載する際に、第三者からライセンスを受けて商品に利用したイラスト画像等を掲載が含まれる場合に違法となる旨を述べるが、契約による対応可能性等が明らかでなく、ニーズの説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの説明が不十分であり、その正当化根拠についても説明が不十分であるため、ニーズの説明とともに更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
80	③		非親告罪となった場合、デザインの現場を知らない第三者である捜査機関が介入し、業界をかき乱してしまう懸念がある。				女子現代メディア文化研究会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響への配慮も含め、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
81			「柔軟性の高い権利制限規定」の導入には、立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性等の点で問題があり、そのような規定を導入すべきではない。特に当事者間でのビジネスレベルでの解決可能性がある。				一般社団法人日本映像ソフト協会	- (著作権等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		
82			現行法第38条第1項により、ブルーレイディスクやオンライン配信ファイルなど家庭内視聴用に提供された高品質のデータを用いた映画上映を許諾なく行うことが可能となっている。高画質で大規模な上映会が権利者の把握していないところで行われるケースもあるが、これは法の予定していた上映形態ではない。	権利制限の対象となる非営利無料上映等の範囲について、収容人数や会場の広さなど定量的な基準に合致する場合に限って、無許諾上映を認めることを提案する。			株式会社日本国際映画著作権協会	- (著作権等の利用に当たっての課題に該当しない)	-		
83 ①	ア		「デジタル学習資源」の高額な利用料金設定や、活用に対する過剰な制約が求められることにより、デジタル学習資源の活用が進まない。(たとえば、約款上デジタル教科書の複製の制限により、授業でデジタル教科書・教材を利用者がダウンロードできず、スムーズに授業が実施できなかったことなど。)その結果として、今後コンテンツ産業の大きな構成要素となると期待されるデジタル学習資源ビジネスの芽も潰されてしまう。	フェアユース規定の導入など権利制限規定の見直し。しかし、規定の運用にあたっては、個々の事例がフェアユースに該当するかの解釈を巡って紛争が頻発する恐れがあり、法廷での解決等が追いつかず、混乱が生じるおそれもあるため、ライセンス体制の充実によることが現実的解決策であると考え。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	デジタル教科書については、著作権分科会の検討課題となっており、文部科学省におけるデジタル教科書の学校教育制度上の位置づけ等に関する検討結果を踏まえつつ、関連する著作権制度の在り方について、法制・基本問題小委員会において検討することとされている。	教育・研究	
	イ				学習資源クリアリングハウス(学習資源の利用のための権利処理手続きを簡略化する機能等を有する場所)の構築			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	デジタル教科書については、著作権分科会の検討課題となっており、文部科学省におけるデジタル教科書の学校教育制度上の位置づけ等に関する検討結果を踏まえつつ、関連する著作権制度の在り方について、法制・基本問題小委員会において検討することとされている。	教育・研究	
83 ②	ア		教員が授業研究を行うため、教科書や副読本、その他資料を含む著作物を活用する授業映像をデジタルビデオで撮影し、研究会やネットワークで情報を共有し、講評・研究する場合、権利制限規定の対象とはならないと思われる。	フェアユース規定の導入など権利制限規定の見直し。しかし、規定の運用にあたっては、個々の事例がフェアユースに該当するかの解釈を巡って紛争が頻発する恐れがあり、法廷での解決等が追いつかず、混乱が生じるおそれもあるため、ライセンス体制の充実によることが現実的解決策であると考え。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	現在法制・基本問題小委員会において、教育の情報化の推進のための著作物の利用円滑化について議論が行われており、授業の過程における公衆送信や教員や教育機関間における教材等の共有について検討を行っている。	教育・研究	
	イ				学習資源クリアリングハウス(学習資源の利用のための権利処理手続きを簡略化する機能等を有する場所)の構築			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	現在法制・基本問題小委員会において、教育の情報化の推進のための著作物の利用円滑化について議論が行われており、授業の過程における公衆送信や教員や教育機関間における教材等の共有について検討を行っている。	教育・研究	
84			米国の大学図書館連合であるHathitrustでは、ウェブサイトを通じて、著作権保護期間内の図書を、スキャン・OCRしたデータを単語により検索することが可能である。日本国内では同様のサービスが違法となる可能性が高く、実際このようなシステムが導入・展開されておらず、図書等の適時かつ明確な情報へのアクセスが達成できていない。	・図書館において、図書の検索のためのテキストデータの作成・蓄積を可能とするともに、当該図書を所蔵している図書館内では図書の内容を閲覧可能とする図書検索システムを適法に運営・利用できるようにする権利制限規定を新設すること。 ・フェアユース規定の導入は、裁判の負担が相対的に大きい我が国では運用が困難であり、上記制度を設けることが現実的かつ効果的である。	・検索システムについては、表現を一般に提供するわけではないので、著作権者の権利が侵害される蓋然性は低い。 ・図書の内容の閲覧は図書館内でのみ認められるものとし、複製については現行法と同様に限定的に許容することすれば、著作物の発行部数の上昇に資することはあれ、減少させることはなく、出版社等への影響(正規ビジネスとの競合)の観点からも問題は少ない。 ・また、上記図書検索システムにより、利用者が自らの目的に合致する文献を探すことが可能となり、これまで眠っていた著作物がより広く社会に還元されることとなり、「文化の発展」という著作権法の目的に資する結果となる。			A-2. ワーキンググループ等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]図書館による図書検索サービスや所蔵図書の館内閲覧サービスの導入・展開が、違法となる可能性が高いことから、実施することができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]図書検索サービスについては、サービスの社会的意義、利用者において表現が享受されないこと等、権利制限の正当化根拠について一定程度明確に説明されている。他方、所蔵図書の館内閲覧サービスについては、「著作物の発行部数の上昇に資することこそあれ、減少させることはない」と評価できるか否かを判断するための情報等が不足しているため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	図書館	
85	ア		医学医療分野において、システマティック・レビュー(系統的レビュー)により、重複する臨床研究を減少させ、その成果を診療ガイドラインなどとしてより正しい治療法の普及を図ることが、国際的な潮流になっている。(システマティック・レビューとは、数千件以上の文献を吟味し、症例についての評価を加え、採否理由を付し、メタ分析することで結論を分かりやすく表現するもの。)システマティックレビューによる文献的考察や、診療ガイドライン策定にあたり、当該活動に関わるメンバー間で、①多くの学術文献をPDF化するなどして共有すること、②図表データの再構築を行うこと、③各文献を1件1件原文に当たって読まなくてもいいよう、原文の内容を紹介する構造化抄録を作成することが必要であるが、(結果的に公開されない場合も多く、「複製権」、「公衆送信権」などを侵害する可能性がある。	・システマティックに定められた手順で行われるこの種の活動)について、二次的活用も含めて権利制限の対象とする。 ・学術文献のフェアユース規定を導入する。	・学術文献として発表された臨床研究文献は、著作者としても公の批判と評価を受けるべく発表しているものであると同時に、当該臨床研究の被験者はその材料とも言える存在であり正しい評価や無駄な重複を避けることの意義は極めて大きい。 ・対象文献として採択された臨床研究そのものも、適切な臨床研究で価値あるものとの評価を受けたことでもあり、著作権者自身の国際的評価でもあり、利益あるものと言える。		一般社団法人情報科学技術協会著作権委員会	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「システマティック・レビュー」の実施が困難であるという課題と考えられるが、「個別の許諾を得ていられない実態が多い」こと理由、「システマティック・レビュー」を行う主体の範囲、想定される「診療ガイドラインの利用者」の範囲、「診療ガイドライン」により開示される著作物の量などが明らかでなく、ニーズについての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの内容が明らかでなく、権利制限による対応の正当化根拠についても説明が不十分である。ニーズの説明とともに、正当化根拠についての更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
	イ				システマティック・レビューの登録化と推進機関のライセンス等環境整備の検討			B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	「システマティック・レビュー」の概要の説明とともに、その実施が困難であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他	

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決						
86 ①		学術著作物には代替性がなく、自然科学の研究を進めるためには、学術文献の複製・電子化による活用拡大が不可欠。しかし、利用したい学術文献に係る著作権管理事業者が複数あるため、複数の手順で権利処理を行う必要があることや電子化の許諾についてより複雑化傾向にあることが課題。			・中立的立場での集中処理機構の整備 ・複写・電子化、いずれもワンストップの権利処理 ・内国民待遇の原則に基づく国内利用全般の権利処理	・集中管理機構内に審査会(権利者・利用者・第3者から構成)を置いていずれかの者からの提案を審査し、年限を決めて権利制限規定に追加することとする。 ・文化庁その他の各種委員会メンバーなどの利益相反の明確化	一般社団法人 情報科学技術協会著作権委員会	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	学術文献の複製・電子化については、著作権管理事業者が複数あるため、複数の手順で権利処理を行う必要があること、特に電子化の許諾については複雑化傾向にあるため、利用が容易ではないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	教育・研究		
86 ②		学術著作物には代替性がなく、自然科学の研究を進めるためには、学術文献の複製・電子化による活用拡大が不可欠。しかし、孤児著作物が減らないことが課題。						C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、法制・基本問題小委員会において、アーカイブの推進のための課題の検討の一環として、権利者不明著作物の利用円滑化策について検討を行っている。	教育・研究		
86 ③		学術著作物には代替性がなく、自然科学の研究を進めるためには、学術文献の複製・電子化による活用拡大が不可欠。しかし、海外の集中処理機関からの受託によって内国民待遇は崩れ、国内の管理事業団体が賤って複製権利値上げを図ってきたことが課題。						B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	「海外の集中処理機関からの受託によって内国民待遇は崩れ、複製権利値上げを図ってきたことが課題」と述べられているが、その意味が明らかでなく、ニーズについての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。	教育・研究		
88		図書館等において、国、地方自治体、独立行政法人等の公的機関が作成した広報資料、調査統計資料、報告書のように、周知させることを目的とされたものでも、利用者に、その一部分しか複写して提供することができない。当該著作物については、自由利用マーク等の積極的な活用等が十分図られておらず、図書館の機能が十分に果たされていない。	図書館等は、公的機関が周知目的で作成した広報資料、調査統計資料、報告書等については、その図書館での所蔵の有無を問わず、その全部又は一部を複製し、又は公衆送信することができるという権利制限規定を設ける。	・図書館は、政府出版物を一般公衆に提供するための施設としての機能を有している。このことは図書館法第9条からも明らか。 ・図書館によりこのような資料が自由に複写されて利用者に提供されたとしても、もともと情報公開制度のもとでは複写物の提供義務を負っていることから考えても、国等に生じさせる経済的利益の損失は存在しない。		公益社団法人 日本図書館協会	A-1-2. 優先的な課題の検討を行った後に順次検討	[観点①]図書館が官公庁作成広報資料、報告書等、周知を目的とした資料を複製して提供することができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]対象著作物の性格上権利者の利益を害さないこと、図書館の公共的性格、自由利用マーク等契約による対応の困難性について述べられており、正当化根拠について相当程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	図書館			
89		図書館がインターネット情報へのアクセスを保障することは、端末やネットワークを有しないいわゆる「情報弱者」の知る権利を保障するために必要不可欠だが、図書館において、インターネット上の情報をプリントアウトして提供するサービスができない。	図書館等において、自動公衆送信された著作物の全部又は一部を複製し、利用者に提供することができるという権利制限規定を設ける。	・インターネットに情報を提供するという行為は、黙示的にその情報をプリントアウトすることを承知の上で行なっているものと考えられ、また、プリントアウトによって生じる経済的損失もほとんどないものと考えられる。 ・図書館は他の様々な公共施設に比べ、地域の情報拠点という役割が国の政策として求められている。		公益社団法人 日本図書館協会	A-1-2. 優先的な課題の検討を行った後に順次検討	[観点①]図書館がインターネット上の情報を複製して利用者に提供することができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]黙示の許諾があること、権利者の経済的不利益の度合い、図書館の公共的性格について述べられており、正当化根拠について相当程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	図書館			
90		既存の著作物のキャラクターや世界観を題材に新たな創作を行う広義のパロディ(二次創作)は現在広く行われているところだが、これが原作品の「複製」または「翻案」にあたる場合もあり、著作権侵害の追及を受ける可能性が、創作そのものや創作物の流通に関わる事業の阻害要因となりうる。						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	「パロディ」の創作及び創作物の流通が、原作の著作権侵害の責任を問われる可能性があるため、「パロディ」の創作や流通が阻害されているという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	二次創作		
91		児童福祉法上の放課後等デイサービスでは、多くの発達障害の子供や、視覚障害児も利用しており、これらの子供たちは読むことに困難があるため、同サービスにおいて子どもが読みやすい形で読む機会を作ることが求められているが、放課後等デイサービスを行う施設が著作権法による複製ができる者に位置づけられておらず、十分に活用されないままである。						高知県視覚障害者の生活と権利を守る会 視覚障害児を持つ親の会	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	児童福祉法上の「放課後等デイサービス」を行う施設のうち、令第2条第1号の施設に含まれていない施設では、視覚障害児のために複製等を行うことができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	障害者	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
92	①		図書館等のレファレンスサービスにおいて、視覚障害者に対して蔵書の原文や視覚障害者等が読める形式に複製された著作物のデータを視覚障害者にメール送信できるようにしてほしい。	視覚障害者等に対して、公衆送信権の権利制限を認める。 ・第37条第3項の「自動公衆送信」を「公衆送信」に改める。	すでに第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信は、自動公衆送信権の権利制限と同様、著作権者の権利を不当に害さないばかりか、国連障害者の権利条約第21条、第24条、第30条に記載された障害者の権利をより保障するものとなる。			視覚障害者をもつ医療従事者の会(ゆいまーる)	C- 既に審議会等で検討中又は過去の審議会にて検討済	視覚障害者への視覚著作物のメール送信については、現在法制・基本問題小委員会において検討を行っている。	障害者	
92	②	(記載なし)		聴覚障害者等に対して、公衆送信権の権利制限を認める。 ・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。				視覚障害者をもつ医療従事者の会(ゆいまーる)	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「聴覚障害者等」に対して、「視覚著作物」の公衆送信権を認める権利制限規定を定めるという課題の解決方法が述べられているが、当該課題の背景が説明されておらず、ニーズについての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]正当化根拠について説明がなく、説明が不十分である。ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	障害者	
93			医療に従事する視覚障害当事者の会において、障害当事者や協力会員が医学論文や医学雑誌を私的利用の範囲内で障害者に読める形に複製し、障害者はこれらの著作物を利用しているが、これらの複製物を、必要とする者(特に、視覚障害をもつ医療従事者および医系学生)にもっと活用してもらいたい。					視覚障害者をもつ医療従事者の会(ゆいまーる)	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	医療に従事する視覚障害当事者の会が、障害者が読める形に複製した著作物の複製物の活用を求めるニーズと考えられるが、ニーズの内容及びその背景となる課題が明らかでなく、ニーズについての説明が不十分であるため、ニーズについて更なる説明が期待される。	障害者	
94			映画の著作物を利用する際に、明らかに著作権が切れている1930年代以前の作品(例えば無声映画の上映など)についてまで著作権利用料を請求されたことがあった。			著作権の切れた作品のタイトル等を、フィルムセンターや国会図書館等が一覧を作成・公開し、なおかつ本編動画の公開まで行うべきではないか。アメリカ議会図書館を見習うべき。			B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	著作権の権利情報が集約されておらず、自由利用可能な著作物に該当するか否かを判断することが困難であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他	
95	①	ア	いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化・アーカイブを、有償無償問わず第三者に依頼することができない。書籍の例では、現状では所有者自身がスキャンせねばならないが、高齢者や蔵書が大量にある人にとっては敷居が高く、時間もかかる。自炊代行業に対しては権利者が訴訟を起こし、利用や発展が止まっている。VHSテープやレコードなどのアナログメディアの再生機器が今後入手困難になることが予想されるため、メディアチェンジを事業者が代行することを認める必要がある。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する、先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	あくまでも正規に入手した著作物のメディアチェンジにすぎないため、著作権者等の利益を不当に害さない。				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的な説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化等のための複製を第三者に委託することができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明がなされている。 [観点②]再生機器の入手困難な場合における視聴手段の確保という一定の社会的意義について説明がされており、当該ケースに関しては、正当化根拠について、一定程度明確に説明されている。なお、所有権と著作権の相違(利用者が書籍等を購入する場合に適法に入手するのは有体物としての書籍等に依る所有権であり無体物としての著作物の利用権を取得するわけではないこと)を踏まえ、再生機器の入手困難な場合以外の場合においてもメディア変換を認めるべきとする正当化根拠については、別途の説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	産業活動 関連	
		イ							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	ユーザーが合法的に入手した著作物の複製を第三者に委託することができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明がなされている。	産業活動 関連	
95	②	ア	ユーザーが合法的に入手、あるいは自身が作成したソフトウェアが携帯電話やタブレット端末などのOSによって実行させることができない場合、その制限を解除(いわゆるJailbreakやRoot化)して、それらのソフトウェアを実行させることができない。iOSなどのOSではソフトウェアの実行・配布についてベンダーとの契約が必要だが、任意の端末の上で動作するソフトウェアを作成し実行することはプログラマー及び端末を購入したユーザーの自由である。教育現場でも、教員が作成した教材をタブレット上で動作できないなどの弊害が出てきている。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する、先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	自身のデバイスの上で動かすソフトウェアに関わるものにすぎないため、著作権者等の利益を不当に害さない。ソフトウェアの違法コピーとは論点が異なる。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]合法的に入手したソフトウェアや作成したソフトウェアを、OSの制限により実行させることができない場合に、制限を解除して実行することができないという課題であるとされているが、具体的な著作物の利用態様及び現行著作権法との関係が述べられておらず、説明が不十分である。 [観点②]自身のデバイスの上で動かすことが「著作権者等の利益を不当に害さない」と評価できるか否かにつき判断するための情報が不足しており、正当化根拠についての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
		イ							B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	合法的に入手したソフトウェアや作成したソフトウェアを、OSの制限により実行させることができない場合に、制限を解除して実行することができないという課題であるとされているが、具体的な著作物の利用態様及び現行著作権法との関係が述べられておらず、説明が不十分である。	その他	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
95 ③	ア	教育や批評、セキュリティ検証、公正に入手したコンテンツの視聴やアーカイブ目的などの公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。 アクセスコントロールがあるため、ユーザーが合法的に入手したコンテンツをオープンソースプラットフォームで視聴したり、バックアップのための複製ができない。SACDなど、今後プレイヤーの普及が望めないソフトについてもユーザー自身によるデータ取り出しやバックアップを認めるべき。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する。先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	公正かつ必要な複製であるから、著作権者等の利益を不当に害さない。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	アクセスコントロールに関する制度整備の在り方については、現在法制・基本問題小委員会において検討を行っている。	その他	
	イ						拡大集中許諾制度(Extended Collective Licensing; ECL)の導入なども検討し、利用したいユーザーが自由に正しく利用しやすい環境整備を進めることが、最適なクリエイターへの適切な対価還元につながる。	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	現行法において、法31条以下の権利制限規定に掲げられた行為を行う際に技術的保護手段の回避を行うことは禁止されていないところ、ニーズ提出者が想定する「公正かつ必要な複製」の具体的な場面等が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。	その他	
95 ④	ア	読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為ができない。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する。先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	障害者の情報アクセスを担保するためであるから、著作権者等の利益を不当に害さない。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]現行法において、法第37条第3項の主体においては点字複製や音声変換の際に技術的保護手段を回避することは禁止されていないところ、ニーズ提出者が想定する「読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為」の具体的な場面等が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの内容が明らかでないため、その正当化根拠についての説明も不十分である。ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	障害者	
	イ						拡大集中許諾制度(Extended Collective Licensing; ECL)の導入なども検討し、利用したいユーザーが自由に正しく利用しやすい環境整備を進めることが、最適なクリエイターへの適切な対価還元につながる。	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	現行法において、法第37条第3項の主体においては点字複製や音声変換の際に技術的保護手段を回避することは禁止されていないところ、ニーズ提出者が想定する「読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍のDRMを解除する行為」の具体的な場面等が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。	障害者	
95 ⑤	ア	ハードウェアドングルが実行に必要なソフトウェアにおいて、そのソフトウェアのサポート切れやハードウェアインターフェースの進化によって、そのハードウェアドングルが物理的に利用できなくなった場合、そのソフトウェアにドングルを回避するような改変を加えることができない。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する。先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	正規に購入したソフトウェアを実行するためにすぎないから、著作権者等の利益を不当に害さない。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]現行法において、プログラムを利用するための複製・翻案は一定の範囲で認められているところ、ニーズ提出者が想定する「改変」の具体的な態様が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの説明が不十分であり、当該利用態様が「正規に購入したソフトウェアを実行するためにすぎないから、著作権者等の利益を不当に害さない」といえるのか否かを判断するための情報等が不足しており、正当化根拠についての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
	イ						拡大集中許諾制度(Extended Collective Licensing; ECL)の導入なども検討し、利用したいユーザーが自由に正しく利用しやすい環境整備を進めることが、最適なクリエイターへの適切な対価還元につながる。	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	現行法において、プログラムを利用するための複製・翻案は一定の範囲で認められているところ、ニーズ提出者が想定する「改変」の具体的な態様が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。	その他	
95 ⑥	ア	情報公開請求によって開示された行政文書や、行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイト上で公開したり、利用したりすることができない。これは市民の知る権利やジャーナリズムを害することができる。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する。先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	市民の知る権利やジャーナリズムを担保するため、著作権者等の利益を不当に害さない。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]情報公開請求によって開示された行政文書や、行政が公開しているデータを、許諾なく公開等を行うことができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]現行法第32条の「引用」を超える利用行為について権利制限規定により対応とすべきとする正当化根拠についての説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
	イ						拡大集中許諾制度(Extended Collective Licensing; ECL)の導入なども検討し、利用したいユーザーが自由に正しく利用しやすい環境整備を進めることが、最適なクリエイターへの適切な対価還元につながる。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	情報公開請求によって開示された行政文書や、行政が公開しているデータを、許諾なく公開等を行うことができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
95	⑦	ア	批評やオンラインショップやネットオークション等で販売するため、その商品の写真(書影やジャケット等)を撮影し、それをウェブサイト上に掲載することができない。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する。先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	目的とする著作物そのものをやりとりするものではなく、その流通に資するものであるため、著作権者等の利益を不当に害さない。店頭に陳列されている状態と変わらない。			A-1-2. 優先的な課題の検討を行った後に順次検討	[観点①]美術の著作物又は写真の著作物以外の著作物については、取引のために商品の写真をウェブサイトに掲載することができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]目的の社会的意義、当該目的の限度における利用が軽微であることが述べられており、正当化根拠について相当程度説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
		イ						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	美術の著作物又は写真の著作物以外の著作物については、取引のために商品の写真をウェブサイトに掲載することができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他	
95	⑧	ア	会議資料や取材資料作成など業務のために、著作物を複製し、利用することができない。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する。先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	現実問題としてこのような軽微な利用は広く行われており、多くの人が違法状態にある状況は打開すべき。また現在議論されているTPPの知的財産条項に著作権侵害の非親告罪が導入されるという議論もあり、その際のセーフガードとしても議論すべき。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]会議資料や取材資料作成など業務のために、「軽微な利用」としての著作物の複製ができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定する「軽微な利用」の具体的な態様が明らかではなく、更なる説明が期待される。 [観点②]「軽微な利用」の具体的な態様が明らかではないため、その正当化根拠としての説明が不十分である。ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	企業等内での利用	
		イ						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	会議資料や取材資料作成など業務のために、「軽微な利用」としての著作物の複製ができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定する「軽微な利用」の具体的な態様が明らかではなく、更なる説明が期待される。	企業等内での利用	
95	⑨	ア	Podcastや動画作成、DJミックスなどCGMコンテンツ作成の際に、音楽をBGMとして用いたくても、現状の包括契約モデルでは著作権隣接権をクリアする手続きが煩雑で、利用料金の目安もない。	包括的な権利制限規定を創設すべき。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する。先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。	BGMなどの軽微な利用は、著作物そのものを単独で利用するわけではなく、音源配信とはパッシングしない。よって著作権者等の利益を不当に害さない。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]CGMコンテンツ作成においてBGMとして既存の音源を用いるには、著作権隣接権の権利処理手続きが煩雑であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定するCGMコンテンツの利用態様が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]「BGMなど」の利用が「軽微」と評価できるか否か、「音源配信とはパッシングしない」と評価できるか否かを判断するための情報が不足しており、正当化根拠の説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	その他	
		イ						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	CGMコンテンツ作成においてBGMとして既存の音源を用いるには、著作権隣接権の権利処理手続きが煩雑であるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、ニーズ提出者が想定するCGMコンテンツの利用態様が明らかでなく、更なる説明が期待される。	その他	
96	①		コミケ等に代表される日本の二次創作文化は、黙認を前提として成立してきた。出版社などのコンテンツ提供者もその存在を前提とし、権利者が何も言っていない状態が未だに「グレー」でしかないのは健全ではない。	一般規定としてのフェアユースの指針に照らして明確に「白」であるという形で解決できるようにするべき。	デッドコピーや意に反した二次創作作品などを差止めたい場合も、フェアユースの範囲外であると見做せれば摘発の障害とならない。			A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的な説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]パロディ等の二次創作行為が著作権侵害になるおそれがあるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についての具体的な内容を念頭に置いているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②]どのような範囲の二次創作を権利制限の対象とすべきとするのかは明らかになっていないが、表現の自由の保障に関わるものであり、ニーズの性質上、正当化根拠の見通しにつき一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	二次創作	
96	②		TPPの導入が保護期間延長・法定損害賠償・非親告罪化などを伴う場合、これのカウンターバランスが必要。	一般規定としてのフェアユース制度が必要。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会等で検討済	著作物等の保護期間、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、法定の損害賠償については、現在TPP協定への対応の一環として、法制・基本問題小委員会において、制度の在り方について検討を行っている。	TPP	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
97	ア		コミックマーケットに代表される同人誌の作成及び流通は我が国の文化の多様性確保並びに新たなクリエイターの育成・発達の場として有望であり、維持されるべき。ところが、「ポケモン同人誌事件」や「ハイスコアガール事件」など、二次創作等に関して刑事処分や刑事手続きがなされた例が存在する。デッドコピーと新たな創作要素が加わった変容的利用とを区別せずに複製権侵害として扱われる現状は問題であり、翻案権や二次的著作物に係る原著者の権利が許諾権となっていることは望ましくない。	・翻案物および二次的著作物の原著者に与えられる権利を許諾権ではなく報酬請求権とし、民事的解決を原則とする。 ・報酬金額の上限を法律もしくは政令等で作品収入のN%等と規定し、別途契約により減額可能とすることで、大規模な商業的二次利用に対しては実質的に許諾権として機能するような制度とする。				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加の説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]二次創作等の変容的利用が、刑事罰の対象とされていることや原著者の許諾権の対象となっていることは、文化の多様性確保等の観点から問題があるとするものであり、ニーズにつき一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についてどのようなものを念頭においているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②]どのような範囲の二次創作を権利制限の対象とすべきとするのかは明らかにされていないが、表現の自由の保障に関わるものであり、ニーズの性質上、正当化根拠の見通しにつき一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	二次創作		
	イ							いわゆる「二次創作」が原作品の「複製物」ではなく「翻案物」もしくは「二次的著作物」であることを法的に明確化する		二次創作		
98	①		・いわゆる孤児著作物は、とりわけ戦前・戦中に亡くなったとおぼしき著作物については、家族も行方不明となっている場合も少なくなく、パブリックドメインの確認が高くと、市民・企業や私立・公立のパブリックデジタルアーカイブ等には利用しづらい。 ・米国の著作物については、本国ではPDとなっているものでも日本では保護されている作品があり(万国著作権条約の特例法以前の米国の著作物)、これも孤児的なものは利用しにくい。					たとえば戦前以前の国内著作物は原則パブリックドメインとし、その上で、従来の規定に照らして権利保護されるもの(著作権者の死後50年経過していないもの)については、その証明書を添えて登録申請することで保護要件とするなど、孤児著作物を一律PDとできるような対策を定期的に行うことが必要。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、権利者不明著作物の利用円滑化方策については、法制・基本問題小委員会において、検討を行っている。	孤児著作物の利用円滑化	
98	②		・翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている作品については、「翻訳権」の定義が曖昧で、旧法上インターネットでの利用やさらなる二次創作・翻案などについても想定されていないため、現在の利用に合致していない。					翻訳権十年留保規定で翻訳可能な著作物は、インターネット上での利用が可能なのか、また朗読や劇化などが自由に許されるのか、パブリックドメインと同等に扱って良いのか、不明瞭であるから、翻訳権および翻案の定義の明確化が強く望まれる。	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[現在の利用に合致していない]とする具体的課題が明らかでなく、ニーズについての説明が不十分であるため、ニーズについて更なる説明が期待される。	その他	
99			著作権法第35条の規定により使用した画像をオンデマンド用(異時送信)の教材に含めることができない。オンデマンド配信に無許諾の著作物を削除することには多大なコストが生じるため、授業の模様が収録した後活用するといった積極的なオンラインの試みを実現することが困難。反転学習を行う場合も、実際の授業時間に先行して提供する動画教材の中に、利用許諾のない著作物を含めることができない。 現代社会の課題・問題に即応した授業を提供するには、日々の事件や紛争等を伝える報道写真等の利用が不可欠だが、実際にどのような著作物が必要となるかを事前に把握することは難しく、契約による対応は困難。	「授業開講期間内の異時送信」での権利制限を認めてほしい。 教育目的であれば、その授業が行われる当該年度中あるいは当該学期中は異時送信を認める規定としてほしい。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	e-learningを含む教育の情報化については、現在の法制・基本問題小委員会において検討を行っており、権利制限規定の見直しによる対応についても検討課題となっている。	教育・研究		
100			企業内での著作物の複写を適正に行いたい。	企業(等)内での業務目的の複製については、以下の要件で権利制限の対象とすべき。 ・複製を行う者が所属する同一法人かつ同一構内に、適法に複製・譲渡された複製物(市販書籍等)が存在すること。 ・適法複製物から一部又は許容される(少数の)部数を複製すること。 ・利用目的を終了した場合、複製物を廃棄すること。					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「課題の解決方法」で示された一定の企業内における著作物の複写について、適法とするのを求めるものであり、ニーズについて一定程度明確に説明されているが、利用される著作物の種類や用途、分量などが明らかではないため、更なる説明が期待される。 [観点②]正当化根拠について説明が不十分である。ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	企業等内での利用	
101	ア		貴重書、絵画、音楽、動画、公文書などを保存のためデジタル化し、再利用のため公衆送信により公開することは日本の文化発展のために非常に重要である。わが国では、著作権が存続するもの、もしくは著作権が不明なものデジタル化はほとんど認められない状況で、たとえば映画フィルムなどはデジタル化ができないまま損傷が進んでしまう状況が存在する。 米国においては、図書館や博物館におけるこうしたデジタル化はフェアユースとして、著作権が存続しているものについても事実上認められている。欧州は、デジタル化の条件は日本に近いもの、いわゆる孤児著作物については、一定の条件で認める方向にある。	文化財機関による非営利のデジタル化は、無条件に認めることが文化財の保存のため重要である。 非営利の公開に当たっては、孤児著作物については広く認め、権利者が出現した場合は公開の停止を要求できることとし、損害賠償は認めないこととする。 TPPに関連して、米国流の著作権の導入が危惧されるところであるが、その場合はフェアユース条項もあわせて導入すべき。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]日本文化の発展のために、貴重書、絵画、音楽、動画等の著作物をデジタル化し公開したいが、権利処理では行えない状況があるというニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、行為主体の範囲等、具体的場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの性質上、文化財保存活用という目的には一定の公益性が認められると考えられるが、文化財の活用を目的として著作物の無許諾での公衆送信を認めるべきとする正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	アーカイブ		
	イ							著作権が切れた文化財の商業的利用のためのデジタル化がおこなわれる場合は、一定期間に限って商業的独占を認めることとし、その後は文化財機関による非営利公開を認めるべきである。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	日本文化の発展のために、貴重書、絵画、音楽、動画等の著作物をデジタル化し公開したいが、権利処理では行えない状況があるというニーズについて一定程度明確に説明されている。行為主体の範囲等、具体的場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。	アーカイブ	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作権等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度は相当程度明確に説明されている。 [観点②]当該行為をインターネット上に公開することにより不特定多数が著作物にアクセスすることが可能になるが、個人の営利目的でない利用であるために無許諾での利用を認めるべきとする正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
	102	ア	非商業、広告収入なども受け取らず、個人で楽譜用ソフトを再生して耳で聞いてコピーした場合などでも、音楽をインターネット上に公開すると送信可能化権に違反する恐れがある。	・個人が勉強するために利用する場合若しくは非営利目的の場合で公開するのであれば自由に利用させて欲しい。 ・アメリカの様なフェアユースを導入して欲しい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	その他		
		イ						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	その他		
	103		町内会や職場に必要な会議資料を準備したり、または営業目的で資料を作成したりする為に、著作物を複製し、利用することができない。 会社であれ町内会であれ業務は時間勝負であり、許諾をとろうとしても許諾が取れたときには意味がなくなっていることが多いため、結果として無断複製を行ってしまっている。現実としてこのような軽微な利用は広く行われており、多くの人が違法状態にある状況は打開すべき。					B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	企業等内での利用		
	104		図書館のレファレンスサービスにおいて、視覚障害者から、著作物の内容をメールやFAXで送信することを希望される場合がある。メールの場合、合成音声で聞くことや、使用されている漢字を確認することができる。しかし、現在は法第31条第1項では図書館から利用者への公衆送信は認められていないため、この希望に応えることができない。 また、第37条第3項では自動公衆送信が可能だが、インターネットを十分に使いこなせない障害者も多い。	第37条第3項の「自動公衆送信」に「公衆送信」を追加する。	既に第37条第3項で規定された者が行う相手特定しての公衆送信は、自動公衆送信権の権利制限と同様、著作権者の権利を不当に害さないばかりか、国連障害者の権利条約第21条、第24条、第30条に記載された障害者の権利をより保障するものとなる。			公益社団法人日本図書館協会 C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	障害者		
	105		脳性麻痺やALS等により上肢に障害があったり重症心身障害の方、あるいは加齢や疾病により臥症状態にあるために本を読むことができない方は多い。2009年に改正された第37条第3項は「視覚による表現の認識に障害のある者」を対象に著作権の権利制限を規定しているが、この規定では上述の人たちが含まれるか曖昧である。WIPOで採択されたマラケシュ条約「Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled」とも矛盾が生じている。	第37条第3項の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という規定に、「及び身体障害等により、書物等を支えること、または扱うことができない人」等の文言を加える。	日本文藝家協会と日本図書館協会は2004年に「公共図書館等における音訳資料作成の権利制限に関する協定書」を締結したが、その利用「ガイドライン」には、「重度身体障害者」「寝たきり高齢者」を含めていた。 2009年の第37条第3項改正後に権利者団体と図書館団体との協議のうえで定めた「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にも「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者」等「の状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」と定めているが、著作権者からの異議等はなく問題なく運用されている。			日本図書館協会障害者サービス委員会 C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	障害者		
	106	①	ア	法第38条第5項では、法第37条の2第1項第2号の規定により聴覚障害者等向けに作成した著作物の複製物の貸出しを行うためには補償金の支払いが必要とされている。しかし、貸出のための補償金を支払うためのシステムは存在しておらず、実質的に貸出しが困難である。	・第37条の2第1項第2号に対しては、第38条第5項の補償金の支払いを除外する。	・国連障害者の権利条約第21条、24条、30条の聴覚障害者等の権利保障から、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与する必要があり、自らがその製作費の関係から付与できない場合に、図書館等が第37条の2第1項第2号の規定によって複製することは権利侵害とはならない。 ・第37条第3項で規定された者が行う相手特定しての公衆送信であり、字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めても、著作権者の権利を不当に害さない。		日本図書館協会障害者サービス委員会 C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	障害者		
		イ						C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	障害者		

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決					
106 ②	ア		聴覚障害者等向けの字幕入りの映像資料の自動公衆送信・公衆送信が認められていない。現行法において、字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり、有効ではない。	・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。	・国連障害者の権利条約第21条、24条、30条の聴覚障害者等の権利保障から、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与する必要があり、自らがその製作費の関係から付与できない場合に、図書館等が第37条の2の2の規定によって複製することは権利侵害とはなりえない。 ・第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信であり、字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めても、著作権者の権利を不当に害さない。			C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、法制・基本問題小委員会において、障害者の情報アクセス確保の課題の検討の一環として字幕や解説音声等が付与されていない放送番組について、字幕を放送事業者以外の者が付与して障害者が利用できるようにすることについて検討を行っている。	障害者	
	イ							C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、法制・基本問題小委員会において、障害者の情報アクセス確保の課題の検討の一環として字幕や解説音声等が付与されていない放送番組について、字幕を放送事業者以外の者が付与して障害者が利用できるようにすることについて検討を行っている。	障害者	
106 ③	ア		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者からFAXやメールでの回答を希望されるが、現行法では図書館が著作物を利用者に公衆送信することは認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。	・国連障害者の権利条約第21条、24条、30条の聴覚障害者等の権利保障から、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与する必要があり、自らがその製作費の関係から付与できない場合に、図書館等が第37条の2の2の規定によって複製することは権利侵害とはなりえない。 ・第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信であり、字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めても、著作権者の権利を不当に害さない。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対してFAXやメールでの回答をすることができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、課題解決方法として述べられている「聴覚障害者等」に対して「視覚著作物」を公衆送信するとの具体的場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズが十分明らかではなく、現行法における「引用」の範囲を超えて、なお権利制限規定により対応すべきとする正当化根拠の説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。なお、ニーズの説明とともに、その正当化根拠について更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	障害者	
	イ							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対してFAXやメールでの回答をすることができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	障害者	
107	ア		権利者が多数存在するコンテンツ(編集著作物、映像作品等)の二次利用にあたっては、権利者全員に許諾を求めることは、権利者不明等のため現実的にほとんど不可能。裁定制度の利用に係る「相当な努力」にかかる時間的・金銭的負担が大きい。このことは公益的な活動を不可能とし、商業利用の機運が損なわれており、日本のソフトパワー活用機会を大きく逸している。	(公的なライセンス体制などを確立できない場合)フェア・ユース規定の見直しが求められる。コンテンツの利用目的が「公益に資するものであり、他社の正規ビジネスなどと衝突しない限りにおいて、利用が緩和されることが望ましい」。アニメ、漫画、文芸、メディア・アートなどの教育及び文化的利用のため、フェアユース規定の拡大を期待したい。			一般財団法人 角川文化振興財団	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、権利者不明著作物の利用円滑化策については、現在法制・基本問題小委員会及び文化庁において検討を行っているところであるが、権利制限規定を対象とすべきとする詳細な説明が寄せられた場合には、今後の検討の参考にすることが考えられる。	孤児著作物の利用円滑化	
	イ							C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、権利者不明著作物の利用円滑化策については、現在法制・基本問題小委員会及び文化庁において検討を行っているところであるが、著作物の集中管理によるべきとする詳細な説明が寄せられた場合には、今後の検討の参考にすることが考えられる。	孤児著作物の利用円滑化	
108 ①	ア		現在又は将来「想定できない」新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築することが重要である。	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することでは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]現在又は将来「想定できない」新しいテクノロジーを用いた新しいビジネス等における著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、法環境の構築が必要であるとする理由の説明がなされておらず、権利制限による対応の正当化根拠について不明であり、説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
	イ							B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	現在又は将来「想定できない」新しいテクノロジーを用いた新しいビジネス等における著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。	産業活動 関連	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さない判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
108 ②	ア	企業や大学内において一般的に行われている軽微な複製や改変が違法となってしまう	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することでは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない、むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]企業や学校内において一般的に行われている複製・改変ができないというニーズについては一定程度説明されているが、利用される著作物の種類や用途、分量などが明らかではなく、「軽微な複製や改変」に該当するかが明確ではないため、更なる説明が期待される。 [観点②]著作物の利用態様が明らかではないが、軽微な利用に該当するとして、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	企業等内での利用		
	イ						・政策について議論する過程で、社会にとってのメリット、デメリットをバランスよく配慮するために経済学者や利活用を促進したい事業者、インターネットのユーザー目線で議論ができる人材を審議会等のメンバーとして含めること。 ・事業者をヒアリングに呼んでも、公の場で自らの事業に法的な問題があるということを進んで認めることが難しい、という前提に立って、匿名性を十分に確保した上でのヒアリングを行い、その結果も踏まえた上での議論を行うこと。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	企業や学校内において一般的に行われている複製・改変ができないというニーズについては一定程度説明されているが、利用される著作物の種類や用途、分量などが明らかではなく、「軽微な複製や改変」に該当するかが明確ではないため、更なる説明が期待される。	企業等内での利用		
108 ③	ア	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い(ピア・ラーニング)などの形の著作物の活用が概ね違法になってしまう	・教育目的の利用につき、利用が可能な文脈や利用が可能な者などについて、より柔軟性のある規定とし、基本的には社会が得る利益と、著作権者の被る不利益を衡量するような考え方に立脚した制度になることが望ましい。					C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	本年法の法制・基本問題小委員会において、同様の課題が寄せられており、それらへの対応方策に関して、現在検討を行っているところ。いただいた意見も参考になるものと考えられる。	教育・研究		
	イ						・政策について議論する過程で、社会にとってのメリット、デメリットをバランスよく配慮するために経済学者や利活用を促進したい事業者、インターネットのユーザー目線で議論ができる人材を審議会等のメンバーとして含めること。 ・事業者をヒアリングに呼んでも、公の場で自らの事業に法的な問題があるということを進んで認めることが難しい、という前提に立って、匿名性を十分に確保した上でのヒアリングを行い、その結果も踏まえた上での議論を行うこと。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済	本年法の法制・基本問題小委員会において、同様の課題が寄せられており、それらへの対応方策に関して、現在検討を行っているところ。いただいた意見も参考になるものと考えられる。	教育・研究		
108 ④	ア	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。	・教育目的の利用につき、利用が可能な文脈や利用が可能な者などについて、より柔軟性のある規定とし、基本的には社会が得る利益と、著作権者の被る不利益を衡量するような考え方に立脚した制度になることが望ましい。					A-3. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]教授法の研究等の目的で、又は保護者、寄附者、地域社会、入学を検討する者等に伝達するために、授業の様子を円滑に伝達することができないという課題であり、ニーズにつき一定程度明確に説明されている。なお、これらの行為の目的や意義及び著作物利用の態様等について更なる説明が期待される。 [観点②]各利用行為の目的については、「教育目的」と言えるのか不明であるところ、当該利用の円滑化が権利制限規定によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であるので、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	教育・研究		
	イ						・政策について議論する過程で、社会にとってのメリット、デメリットをバランスよく配慮するために経済学者や利活用を促進したい事業者、インターネットのユーザー目線で議論ができる人材を審議会等のメンバーとして含めること。 ・事業者をヒアリングに呼んでも、公の場で自らの事業に法的な問題があるということを進んで認めることが難しい、という前提に立って、匿名性を十分に確保した上でのヒアリングを行い、その結果も踏まえた上での議論を行うこと。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	教授法の研究等の目的で、又は保護者、寄附者、地域社会、入学を検討する者等に伝達するために、授業の様子を円滑に伝達することができないという課題であり、ニーズにつき一定程度明確に説明されている。	教育・研究		

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないとする理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
108 ⑤	ア	一般的に行われているパロディ、コラージュなどの二次創作行為が違法となってしまう	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加の説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]パロディ等の二次創作行為が著作権侵害になるおそれがあるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についてどのようなものを念頭にしているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②]どのような範囲の二次創作を権利制限の対象とすべきとするのかは明らかにされていないが、表現の自由の保障に関わるものであり、ニーズの性質上、正当化根拠の見通しにつき一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	二次創作	
	イ							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応策を順次検討	パロディ等の二次創作行為が著作権侵害になるおそれがあるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	二次創作	
108 ⑥	ア	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明ななかで、米国 Thingiverseなどで多発している、既存のプロダクトの3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障」の具体的内容が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、正当化根拠について説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他	
	イ							B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	「実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障」の具体的内容が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。	その他	
108 ⑦	ア	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークされるウェブサイトの一部が自動的に複製されることが多く見られるところ、これが形式的には著作権侵害となり、サービスを利用する一般ユーザーや、運営会社が著作権者におおよそ損害を与えることがないにも関わらず侵害者となりかねない。	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「オンライン・ブックマーク・サービス」における著作物利用の具体的な態様が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの内容が明らかではなく、権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○
	イ							B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	「オンライン・ブックマーク・サービス」における著作物利用の具体的な態様が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。	産業活動 関連	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
108	⑧	ア	Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することでは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点①]Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが著作権侵害になるという課題について相当程度明確に説明されている。 [観点②]契約による対応可能性について述べられていないなど、当該利用行為を権利制限によるべきと正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他		
		イ							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方を順次検討 Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが著作権侵害になるという課題について一定程度明確に説明されている。	その他		
108	⑨	ア	メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、他人のメールを全文転載しつつ、自らの文章を、まとめてあるいは他人の文章の間に挿入して記すことなどが、長い間慣習として確立されている。しかしこうした利用は、形式的には公正な慣行に合致しない。あるいは、未公表著作物の引用にあたるため、権利制限規定が適用されない利用の類型になってしまうと考えることができる。	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することでは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点①]他人のメールに返信する際に他人のメールを全文転載することが関する課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、当該利用について権利侵害を負うこととなる理由について、十分な説明がなされていないので、更なる説明が期待される。 [観点②]慣習として黙示の許諾として認められる範囲を超えた利用について権利制限規定により対応すべきとする正当化根拠の説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他		
		イ							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方を順次検討 他人のメールに返信する際に他人のメールを全文転載することが権利侵害となるというニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他		
108	⑩	ア	短文投稿サイトやチャットルームなどを活用し、大量のメッセージを処理し、あるいは次々と表示しながら討論会、放送番組などを実施する際にメッセージの投稿・発言者が特定できないままに内容が読み上げられることで、形式上は氏名表示権侵害が起きる場合がある。	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することでは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点①]短文投稿サイト等を活用した討論会や放送番組において、メッセージの投稿・発言者が特定できないまま内容が読み上げられることが氏名表示権侵害になるというニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]現行法では、「公正な慣行に反しない限り」著作者名の表示を省略することができる。当該範囲を超えて、なお権利制限規定により対応すべき正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他		
		イ							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方を順次検討 短文投稿サイト等を活用した討論会や放送番組において、メッセージの投稿・発言者が特定できないまま内容が読み上げられることが氏名表示権侵害になるというニーズについて一定程度明確に説明されている。	その他		

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)		
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さない判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決	
108	⑪	ア	オンラインでサービスを提供している事業者が、いわゆる「カラオケ法理」の適用によって侵害主体とみなされる可能性があり、これを理由にクラウド事業を企画の段階で中止している企業や、事業者に米国でのサービス化を勧める弁護士が存在している。	一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。			理由 [観点①]オンラインでサービスを提供している事業者が「カラオケ法理」により侵害主体とみなされるおそれがあるとされており、ニーズは一定程度明確に説明されている。当該サービスの内容等、ニーズ提出者が想定する場が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズが十分明らかでなく、権利制限規定により対応すべき正当化根拠について説明が不十分である。ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○			
		イ						B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	オンラインでサービスを提供している事業者が「カラオケ法理」により侵害主体とみなされるおそれがあるとされており、ニーズは一定程度明確に説明されている。	産業活動 関連			
108	⑫	ア	クラウド、検索エンジンその他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を萎縮させる(将来想定される課題)						A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]クラウド、検索エンジンやその他新しいテクノロジーを利用したビジネスと著作物利用上の課題との関係が不明であり、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、正当化根拠について説明が不十分であるので、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○	
		イ						B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	クラウド、検索エンジンやその他新しいテクノロジーを利用したビジネスと著作物利用上の課題との関係が不明であり、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。	産業活動 関連			
109			現行法第37条第3項の権利制限規定により、視覚障害者等の個別の障害の状況に応じて様々な形式で著作物が利用されているが、ビジネスの振興を重視するあまり、障害者への合理的配慮が考慮されていない、柔軟性を失うような法改正をしないでほしい。					ビジネス振興のための法改正に何ら異存はないものの、要望そのものに障害者への合理的配慮が考慮されていないものについては十分な検討を要する。ビジネスモデルを重視することによって、柔軟性が失われやすいようにしてほしい。また、ビジネスモデルをつくる側と利用する側のニーズ、アクセシビリティに齟齬が生じないようにしてほしい。(ここで述べた意見は、現行法で担保されている柔軟性の維持を求めているものであり、著作権者等の利益を不当に害さないものと考える。)	公益社団法人 日本図書館協会	- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)			
110			大学では、障害学生への支援は大学図書館が関与していない障害学習支援室などの学生支援部署が行っていることが多いが、法第37条第3項や第37条の2に基づいて、学生支援部署が著作物を複製等するためには、個別に文化庁長官の指定を受けなければならない。					大学の支援室などの学生支援部署も著作権法第37条及び第37条の2の複製の主体に含めてほしい。 著作権法第37条、第37条の2の制限規定では、利用対象をそれぞれ視覚障害者等、聴覚障害者等に限定している。また、それぞれの条項の複製の主体として著作権法施行令において「大学等の図書館及びこれに類する施設」が規定されており、大学のある部局がこの規定に基づいて複製することは、現行の規定においてもすでに想定されていると考えられるため、著作権者の権利を不当に害さないと考える。	公益社団法人 日本図書館協会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	令第2条第1項第1号口及び令第2条の2第1項第2号イにおける「これに類する施設」とは、大学図書館のように図書等の資料を備え置いて、学生に資料の貸し出し等の情報提供を行う機能を担う施設が想定されているものと解されており、障害学生支援室といった名称を冠する組織についても、かような機能を担うものであれば、「これに類する施設」に該当すると解される。	障害者	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について			団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決						その他の方法による解決
		111①	個人の利用者がウェブサービス等にて、音楽CDなどのデータを用いて、非営利の放送や動画配信等を行う際に、著作権はJASRACなどに申請することでクリアできるが、実演家の権利及び原盤権については利用するにあたって十分な仕組みが提供されていないので、現状として違法にアップロードされたものが多数存在する。	非営利の場合、特に音楽をBGMなど付属物として使用する場合はフェアユースとして規定額の金額を文化庁等に納めれば使用できるようにする。もしくはパロディーとして使用料なしで使用することができるようにする。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点②]実演家の権利や原盤権等複数の権利処理を行う負担が大きいとの理由が述べられているが、権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他			
						JASRACのような管理団体への申請により実演家の権利及び原盤権の許諾を同時に行えるようにする。		B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	実演家の権利や原盤権の利用にあたって十分な仕組みが提供されていないため、個人が音楽CDなどのデータを用いて非営利の放送や動画配信等を行うと著作権侵害となるというニーズについては、一定程度明確に説明されている。	その他		
		111②	通称まねきTV事件の最高裁判決により、通信機器を用いた1対1通信によるテレビ番組遠隔視聴サービスが違法であるとされた。今後、テレビ番組を録画、クラウドサービス上に保存、好きな時に視聴するサービスが出てきても、同様に当該サービスを提供する事業者が著作権侵害をしていることとなる可能性がある。クラウドサービスを提供している有力な事業者は海外の企業であり、日本企業のみが不利益を被ることが考えられる。					1対1通信で機器を保有する個人が利用する場合は、行為の主体は個人と考え私的利用として扱う。TV番組の視聴形態が変わっただけであり通常のTV番組の録画と比べ利益・損害は変わらない。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	ユーザーがテレビ番組を録画しクラウドサービス上に保存し好きな時に視聴するサービスについて、提供する事業者が著作権侵害になる可能性があるというニーズについて一定程度説明されている。	産業活動 関連	
		111③	電子書籍について、金額は通常の書籍版とほとんど同じであるにも関わらず、購入者に所有権がなく無期限の利用権のみがある場合がほとんどである(サービス業者がサービスを終了した場合、現状ではその書籍を読む保証は担保されていない)。					電子書籍の購入において、通常の書籍と同様の場合所有権を認める。電子書籍の購入は適法に行われており、料金も通常の書籍と同様に支払っており、利益を不当に侵害するものではない。	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	電子書籍には、「購入者に所有権がなく無期限の利用権のみがある」の意味が明らかでなく、ニーズの説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。	その他	
		111④	過去の書籍の電子化が進んでおらず、出版社が過去の本の電子化のサービスを提供していないので、自ら電子化する(いわゆる自炊)場合に設備等に高額な投資が必要になる。その際に代行業者に頼むことがあるが、それが著作権の侵害になってしまう問題がある。	適法に購入された著作物の電子化の代行は私的利用の範囲とする。	複製代行は白紙の紙を電子化する場合でも、枚数に応じて同じ料金がかかるものであり、著作物の中身によって決まるものではない。また、正規の電子化サービスは存在しないのだから損害には当たらない。さらに、通常の書籍と電子版を両方購入する必要があると2倍の料金を支払うことになり、ユーザーに不利益を被らせ、作者・出版社を過剰に利することになる。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点②]左記の説明では当該利用を権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であると考える。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他			
								出版社に通常の書籍の発売時に電子版の発行を義務付ける。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	書籍の電子化を業者に代行させることができないというニーズについては一定程度明確に説明されている。	その他	
		112	著作権が非親告罪化した場合、単純に親告罪条項を削る方式では公正な利用でさえ萎縮を生む危険があり、権利者側も積極的黙認をする意味合いが薄れる。逆に非親告罪範囲を単純に狭くすると、海賊版の撲滅を望む権利者が非親告罪化の恩恵を受けにくくなる。間接侵害が判例により認められているため、非親告罪化した場合、企業等のビジネスの萎縮が進む可能性がある。					・権利者が、違法行為を親告罪相当と非親告罪相当に分類し、特定の権利についての分類に属するか指定することとする。 ・肖像権やプライバシー権など、他の判例で認められた権利とともに間接侵害を別法で明文化することで、権利の見通しもよくなる。 ・送信可能化権を規定しているのは日本と豪州くらいであり、TPP交渉参加国の中で少数派だとして非親告罪化がなされるのであれば、送信可能化権についても見直しを考慮してもいいのでは。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済 本件については、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響に十分に配慮し、適切に非親告罪の範囲を定めるべきであるとの基本的な考え方が示されたところ。これを踏まえ、二次創作への萎縮行為が生じないよう制度設計を行うこととしている。	TPP		
		113①	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない 以下に例1～3まで具体例を示す。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点①]デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができないとする課題について著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、権利制限による対応の正当化根拠について不明であり、説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○		
						権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など		著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点や記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができないとする課題について著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。	産業活動 関連	

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さない判断する理由	ライセンス体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
113 ②	ア	(例1)事業者の行うフォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められてない。クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができない。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など				[観点①]事業者が、ユーザーの求めに応じてフォーマット変換を行うことができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]左記の説明では当該利用を権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であると考えられる。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	産業活動 関連		
	イ				権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など	著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点から記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする		B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方法を順次検討	産業活動 関連		
113 ③	ア	(例2) ネットでは日々パロディと風刺動画がニュース映像などを引用して作られており、それらが自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGO動画の成長を阻んでいる。 カナダ、香港では「引用」と「批評」を可能とするようなパロディ法を導入して、ネット動画の創作や言論を奨励している。日本の同人市場もパロディの一種であり、クールジャパンを進めるにあたってパロディ条項を考えることは有益ではないか。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断 [観点①]パロディ等の創作行為が著作権侵害になるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についてどのようなものを念頭においているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②]どのような範囲の二次創作を権利制限の対象とすべきとするのかは明らかにされていないが、表現の自由の保障に関わるものであり、ニーズの性質上、正当化根拠の見通しにつき一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	二次創作		
	イ				権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など	著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点から記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする		B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことに留意しつつ、必要に応じて対応方法を順次検討	二次創作		
113 ④	ア	(例3) 写真等をとって外国語に翻訳することで日本文化を発信するサービスが柔軟にできるようになれば日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等に貢献。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など				A-3. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点①]「写真等をとって外国語に翻訳」するサービスに関する課題であり、一定程度明確に説明されている。具体的な利用態様等が明らかでないため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでなく、権利制限による対応の正当化根拠についても説明が不十分であるため、ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○	
	イ				権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など	著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点から記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする		B-2. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	産業活動 関連		
113 ⑤		デジタル教科書は、現在の制度では「教科用図書」と認められておらず、それゆえに教科書の権利制限規定に該当しない。これにより、デジタル教科書の普及がすすまず、デジタル化によってもたらされる新たな教育の可能性が阻害されている。	デジタル教科書を「教科用図書」とする制度を希望。					C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会での検討済 現在、文部科学省において学校教育法体系における「デジタル教科書」の位置づけに関する検討が行われているところであり、その結果を踏まえ、著作権制度における「デジタル教科書」の取り扱いについて検討を行う予定である。	教育・研究		
114		ユーザーが選択(クリップ)した店舗や美術館等のインターネット上のWebページについて、①当該Webページより「施設名称」、「営業時間」、「イベント名」、「写真」データを取得し、事業者のデータベースに蓄積し、②ユーザーの端末の画面上に当該施設の情報などがまとめて表示される機能を有するアプリケーション・サービスを提供する場合、著作権侵害を回避するため、「写真」については、「写真」自体のデータを事業者DBに蓄積するのではなく、当該「写真」のURLを蓄積している。 しかし、この方法では仕様上、ユーザーの端末に写真が表示されるまで時間がかかる懸念がある。				非公表希望		A-3. ニーズ提出者からの追加的説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 [観点①]事業内容及び及び著作物の利用態様は一定程度明確に説明されている。なお、当該アプリケーション・サービスにおいて利用される著作物の範囲、分量等が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]当該利用行為には、「当該Webページ」に掲載した著作権者の意図に反しないと認められるケースのみならず、著作権者の「通常の利用」と衝突するケースも含まれると考えられるため、権利者の利益を不当に害さないケースとしてどのような場合を想定しているのかが明らかでなく、正当化根拠についての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上優先して検討すべきものと認められる。	産業活動 関連	○	